

# 平成30年玉村町議会第3回定例会会議録第1号

平成30年9月4日（火曜日）

## 議事日程 第1号

平成30年9月4日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 報告第 3号 平成29年度玉村町土地開発公社決算報告について
- 日程第 7 報告第 4号 平成29年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告について
- 日程第 8 報告第 5号 平成29年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告について
- 日程第 9 認定第 1号 平成29年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 2号 平成29年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 3号 平成29年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 4号 平成29年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 5号 平成29年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 6号 平成29年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 7号 平成29年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 8号 平成29年度玉村町水道事業会計決算認定について
- 日程第17 報告第 6号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第18 報告第 7号 平成29年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第19 議案第51号 平成29年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第20 議案第52号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第21 議案第53号 玉村町税条例等の一部改正について
- 日程第22 議案第54号 玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第55号 玉村町都市計画税条例の一部改正について
- 日程第24 議案第61号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第25 議案第56号 平成30年度玉村町一般会計補正予算（第2号）

- 日程第 26 議案第 57 号 平成 30 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 27 議案第 58 号 平成 30 年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 28 議案第 59 号 平成 30 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 29 議案第 60 号 平成 30 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 30 同意第 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第 31 一般質問
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13人）

1番	小林一幸君	2番	新井賢次君
3番	原利幸君	4番	月田均君
5番	渡邊俊彦君	6番	柳沢浩一君
7番	備前島久仁子君	8番	三友美恵子君
9番	浅見武志君	10番	石川眞男君
11番	宇津木治宣君	12番	石内國雄君
13番	高橋茂樹君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町長	角田紘二君	副町長	古橋勉君
教育長	角田博之君	総務課長	石関清貴君
企画課長	中野利宏君	税務課長	齋藤修一君
健康福祉課長	舩田昌子君	子ども育成課長	萩原保宏君
住民課長	齋藤善彦君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	倉林教夫君	会計管理者兼会計課長	金子忠雄君
学校教育課長	大堀泰弘君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

---

## 事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	庶務係兼 議事調査係長	岡部敦
庶務係兼 議事調査係	平野里都子		

## ○議長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 着席願います。おはようございます。

平成30年玉村町議会第3回定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には、平成30年玉村町議会第3回定例会が招集されましたところ、公私ともにご多用の中ご参集いただきましたことに対し厚く御礼申し上げます。

さて、今定例会は決算議会とも言うべき、平成29年度の一般会計や特別会計の歳入歳出決算認定に係る議案等を審議する重要な議会であります。平成29年度予算が目的どおり適正かつ効率的に執行されたか、慎重な審議がなされることを願うところであります。

また、条例の改正や平成30年度補正予算などの重要な議案も後ほど町長から提案されます。議員各位には、住民の負託を受けた議会議員として、あらゆる角度から慎重なる審議を行い、適正にして妥当な審議結果が得られますようお願いするものであります。

さらに、今定例会には6名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われるものと期待するところであります。

議員並びに町長を初め執行各位には体調には十分留意され、今定例会に臨んでいただくようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。



## ○開会・開議

午前9時開会・開議

◇議長（高橋茂樹君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年玉村町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



## ○日程第1 諸般の報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による随時監査の結果、同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果が報告されております。6月から8月までの監査、検査の報告は、お手元に配付したとおりであります。

また、議員派遣終了報告書が議長に提出されております。研修内容は、お手元に配付したとおりであります。



## ○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（高橋茂樹君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、3番原利幸議員、4番月田均議員の両名を指名いたします。



### ○日程第3 会期の決定

◇議長（高橋茂樹君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期については、去る8月28日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

備前島久仁子議会運営委員長。

〔議会運営委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇議会運営委員長（備前島久仁子君） おはようございます。それでは、平成30年玉村町議会第3回定例会の日程について報告を申し上げます。

平成30年玉村町議会第3回定例会が開催されるに当たり、去る8月28日午前9時より、役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から9月13日までの10日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、平成29年度決算に関する報告5件及び認定8件並びに条例の一部改正、平成30年度補正予算に関する議案等12件の計25議案を予定しています。

概要につきましては、日程1日目の本日は、まず各常任委員長より閉会中における所管事務調査報告を行います。次に、陳情の付託を行います。続いて、町長より報告第3号から報告第5号までの3件についての一括報告があります。その後、認定第1号から認定第8号までの8議案について一括提案説明があり、監査委員の審査意見報告の後、総括質疑を行い、決算特別委員会を設置し、審査の付託を行います。続いて、報告第6号及び報告第7号の2件について一括報告及び監査委員の審査意見報告を行います。次に、議案第51号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第52号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第53号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第54号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第55号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第61号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。その後、議案第56号から議案第60号までの5議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。続いて、同意第5号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。最後に、一般質問を行います。質問者は3人です。

日程2日目は、本会議を午前9時に開議、一般質問を行います。質問者は3人です。本会議終了後、決算特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行います。

日程3日目は、総務経済常任委員会を開催します。

日程4日目は、民生文教常任委員会を開催します。

日程5日目と6日目は、土曜日、日曜日のため休会とします。

日程7日目及び日程8日目は、決算特別委員会を開催します。

日程9日目は、事務整理のため休会とします。

日程10日目は最終日となります。午前11時より議会運営委員会を開催し、午後1時30分より議会全員協議会を開催します。その後、本会議を午後2時30分に開議し、委員会に付託された陳情について委員長の審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。次に、決算特別委員会に付託された認定第1号から認定第8号までの8議案の審査結果について委員長の報告があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。その後、各委員長から開会中の所管事務調査報告及び閉会中の所管事務調査の申し出を行います。最後に、議員派遣の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成30年玉村町議会第3回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から9月13日までの10日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から9月13日までの10日間とすることに決定いたしました。



#### ○日程第4 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第4、閉会中における所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

渡邊俊彦総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 渡邊俊彦君登壇〕

◇総務経済常任委員長（渡邊俊彦君） 総務経済常任委員会所管事務調査報告を行います。

日時は、平成30年7月5日木曜日、午後2時から午後3時40分で行いました。

場所ですが、JA佐波伊勢崎なす・きゅうり選果場、伊勢崎市、旧東村の田部井2丁目にある施設で行いました。

視察内容、玉村産農産物の出荷状況について調査いたしました。

出席者、私、委員長と以下、委員会委員全員と議長で行いました。随行者としまして、田村議会事務局長、岡部係長で行いました。

対応者として、JA佐波伊勢崎のほうから専務理事の小此木嘉一氏と販売事業部部長の大

石正明氏でございました。

調査経過ですけれども、なす・きゅうり選果場についてですが、設立の背景といたしまして、この佐波伊勢崎地域は気候が温暖で、果菜類の生産も盛んであるということでございます。その中で、県内トップクラスの果菜類の生産をしているのですけれども、キュウリ、ナス、トマトの3品目の販売額は35億円程度あるそうでございます。こうした状況の中で、生産者の選果、出荷作業の軽減を図るために、この施設を新設したということでございます。そして、平成29年4月より稼働しております。

施設の概要ですが、総工費が9億9,000万円余り、うち4億1,000万円ほどが補助金でございます。延べ面積が3,500平米、選果機のラインは7ラインでございます。処理量は、7ライン全部稼働した場合1日1万4,000ケースが可能でございます。

作業工程なのですけれども、生産者が収穫して持ち込んだナス、キュウリを生産者ごとにラインに流しまして、目視とカメラセンターによる2段階で選別しております。ナスは6等級、キュウリは9等級に分けられ、等級に該当しないものは規格外として分別され、その後箱詰めされて各市場へ出荷されると、そういうことでございます。

稼働状況。選果場は通年稼働ですが、冬季におきましては取扱量も少なくなるそうです。3月から10月は、毎日稼働ということであります。ピークは5、6月。職員数ですが、3名の正職員と150名のパート職員がローテーションで対応しているそうでございます。現在は、1日当たりナス500ケース、キュウリ1,500から1,700ケースを扱っているという状況でした。

出荷状況ですけれども、東京圏が8割でございます。今年度の出荷目標は、ナス、キュウリ合わせて金額で18億円を目標にしているそうです。玉村町の組合員は10名程度でございます。

メリットといたしまして、生産者は収穫したものをそのまま持ち込めるために、選果の手間が省ける。作業の分業化によりまして、生産者は収穫や栽培に時間を割くことができるので、農業生産性の向上も図れるということでございます。質や量が安定するために、単価が上昇したという結果であります。また、規格外品は、以前は廃棄でしたが、現在は加工品として利用もされております。

課題ですが、立ち仕事や流れ仕事のため、パート職員の確保が大変難しいということでございます。果菜類は、天候によりまして収穫量が大きく左右されるため、価格の変動も多いという話をしております。また、稼働時間を早めると、人件費の関係で生産者に費用負担が余計にかかるという話もされておりました。

考察といたしまして、本委員会は、所管事務調査としてJA佐波伊勢崎のなす・きゅうり選果場の視察を行いました。この選果場は平成29年4月より稼働しており、選果場を利用する組合員は200名以上であります。このうち、玉村町の組合員は10名程度が現状でございました。

今後、玉村町の多くの生産意欲のある農家が、新設されたこの選果場を利用し、選果、出荷作業に係る作業の分業化が推進されることで、作業効率の向上とそれに伴う生産規模の拡大並びに品質の高

位平準化が図られ、所得の向上につながることで、農家はもとより地域が豊になることを望みます。

以上で、所管事務調査といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で、総務経済常任委員長の報告を終了いたします。

次に、民生文教常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

柳沢浩一民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 柳沢浩一君登壇〕

◇民生文教常任委員長（柳沢浩一君） 民生文教常任委員会所管事務調査について報告を申し上げます。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

まず日時ですが、平成30年7月27日、午前9時から11時30分まで、場所については全協室であります。本委員会は、7月27日、委員全員参加のもと、所管する健康福祉課、学校教育課の当面の課題について調査しましたので、報告いたします。

調査項目。児童発達支援の現状と今後についてということであります。

調査経過でありますけれども、健康福祉課、そして学校教育課より、まず説明をいただきました。内容につきましては、発達障害とは、障害は障害者基本法において、身体障害や知的障害、精神障害等に分類される。発達障害は精神障害に含まれる脳の機能障害で、通常低年齢で発現する。発達障害は脳の認知機能のスタイルの1つで、以下の4つに分類される。1つ、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害。2つ、学習障害。3つ、注意欠陥多動性障害。4つ、その他に類する脳の機能障害。なお、2と3につきましては、1の障害をあわせ持って発症することが多いということがあります。

それでは、どう対応するかというと、まず療育とはということありますけれども、障害児の自立に向け医療的配慮のもと、身近な場所で日常生活における基本的な動作を指導し、知識や技能を取得できるように育てることであり、早期から行うことが大切である。町では、発達等に課題のある子供を早期発見、早期支援するための取り組みを行っている。

発見の取り組みについてでありますけれども、にじいろファイルというのがあります。平成24年ごろより配布を開始した町独自のファイルで、保健センターや通級教室、小中学校等で配布している。子供の成長記録や、さまざまな相談機関で受けた相談や支援の内容をまとめることで、各機関が連携し、継続して支援していくことが可能となる。発達相談。保護者からの相談で、保健センターや通級教室で実施している。巡回相談。発達相談員や通級教室教諭が幼稚園や保育所、小中学校に出向き、先生方と情報を共有し、観察等により早期発見につなげているということがあります。

支援の取り組みであります。すくすく教室、これは乳幼児健診での行動観察、相談を通して支援が必要と思われる子供の保護者に紹介している。保健センターを会場に、月4回開催している。発達相談員や保育士、保健師とともに、子供と保護者がテーマ遊びや体や手を動かす遊びを行う。参加実

人数は横ばい傾向ということあります。

のびやか発達相談。健診や保育所、幼稚園等を通して支援が必要と思われる子供の保護者に紹介している。保健センターを会場に月数回開催しているが、来所が難しい場所は自宅訪問で対応。発達相談員が保護者と個別相談し、保健師が子供の行動観察を行う。個別相談のため、1人当たり1回1時間で、おおむね数カ月に1回程度の間隔で実施している。利用実人数は増加傾向にあるということでもあります。

次に、通級教室での対応であります。通常の学級に在籍する比較的軽度の障害がある児童生徒や幼児に対して、障害の状態に応じた指導を行う。対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の幼児、児童生徒で、特別支援学級、特別支援学校に在籍する児童生徒は対象外となっております。にじいろファイルの取り組み等により、通級教室に通う幼児と小学生は増加している。また、平成27年度からは中学校にも通級教室が設置されている。通級教室の指導者は、小学生が県費教員5名、中学生が県費教員1名、幼児が町費の幼稚園教諭1名と町費指導員3名となっております。

次の折れ線グラフでありますけれども、玉村町の通級教室に通う子供たちの推移であります。未就学児103、あるいは小学生が95、これが29年度の人数でありますけれども、21年からの推移を見ますと急激にというか、倍以上になっているということがうかがわれます。そういったことで、さまざまなさらなる対応が求められるものと思います。

児童発達支援の現状と今後の課題。乳幼児健診や巡回相談等で支援が必要な子供を見つけ、にじいろファイルで情報共有するなど、関係機関が連携することによって早期発見するシステムが機能している。また、教職員等にも特別支援教育に対する理解が深まったことなどにより、対象の子供は年々増加している。しかし、現状では子供たちを支援する受け皿が少なく、保健センターや通級教室では施設が手狭で、場の確保が困難な状況になっている。また、職員の確保や多様な障害に対応するための専門職員の確保も必要となる。児童発達支援については、就労までを見据えた一貫した支援体制が理想である。現在の目標としては、国の示した基本指針で努力目標であるが、平成32年までに児童発達支援センターの設置を各市町村、もしくは圏域で1カ所以上としている。町でも、玉村町障がい者総合支援協議会の発達障害児支援部会で、センター設置に向けての検討を開始いたしました。

考察ということでもありますけれども、少子化において子供の数は減少しているが、発達相談や巡回相談、そして通級教室を利用する子供は増加している。これは、にじいろファイルを活用し、保健センターや通級教室などの関係機関が連携して、発達に心配のある子供の早期発見に努めている成果とも言えます。しかし、発達障害は他の障害に比べて認知されにくい傾向があり、障害に対する理解も十分とは言えないため、今後は理解が進むよう周知に取り組まれない。また、保護者等のケアも同時に行っていくべきと考える。保健センターや通級教室においては、施設面、職員数ともに限られた中でやりくりしている現状が見受けられ、町としての支援を検討していく必要があるのではないかと思います。

われる。発達障害の支援には、早期発見、早期支援が最も重要であり、子供たちや保護者が安心して暮らせるよう早い段階からのサポート体制を充実させるとともに、大人になるまでの一貫した支援ができるような仕組みづくりや、当面の目標である児童発達支援センターの設置について、しっかりとした準備がされることを期待するところであります。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で、民生文教常任委員長の報告を終了いたします。

これをもちまして、閉会中における委員会の所管事務調査報告を終了いたします。



## ○日程第5 陳情の付託

◇議長（高橋茂樹君） 日程第5、陳情の付託について議題といたします。

ただいま議題となっております陳情については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

平成30年9月4日

玉村町議会第3回定例会

### 陳 情 等 文 書 表

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	陳情者又は代表者 住 所・氏 名	付 託 委員会等
1	30. 8. 17	地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての陳情	伊勢崎市中央町30-4 勤労者会館 日本労働組合総連合会 群馬県連合会 伊勢崎地域協議会 議長 根岸 慎一	総務経済 常任委員会
2	30. 8. 24	東部運動場使用に関する陳情書	上州玉村古希 代表 郷間 武志 上州玉村クラブ 代表 浦野 喜世志 玉村ジュニアベースボール クラブ 代表 高木 謙	民生文教 常任委員会



○日程第6 報告第3号 平成29年度玉村町土地開発公社決算報告について

○日程第7 報告第4号 平成29年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告について

○日程第8 報告第5号 平成29年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告について

◇議長（高橋茂樹君） 日程第6、報告第3号 平成29年度玉村町土地開発公社決算報告についてから日程第8、報告第5号 平成29年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告についての決算報告が提出されました。

これより公社及び財団に関する3件の決算報告を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） おはようございます。ことしの田園夢花火は、第30回を迎え、猛暑にもかかわらず皆様のご協力により、盛大に開催することができましたことを厚く御礼申し上げます。

また、ふるさとまつりを初めとする夏の恒例行事につきましても、盛大に開催することができましたことを重ねて御礼申し上げます。さらに、各地区におきましても、納涼祭が活気あふれる中行われましたことをお喜び申し上げる次第であります。

さて、本日、平成30年第3回玉村町議会定例会を招集いたしましたところ、ご参会をいただき、本定例会が成立いたしましたことを厚く御礼申し上げます。本定例会は、本日から9月13日までの10日間、25案件につきまして提案させていただき、ご審議をお願い申し上げます。各案件の内容につきましては、後ほどご説明させていただきますが、慎重にご審議いただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。また、平成29年度決算認定につきましては、それぞれ会計別に適切に執行いたしましたので、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

報告第3号 平成29年度玉村町土地開発公社決算報告についてご説明申し上げます。玉村町土地開発公社理事長より平成30年5月30日付で報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告いたします。

土地開発公社の業務につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく公有地取得事業及び土地造成事業に伴うものでございます。平成29年度の主な業務は、土地造成事業におきまして東部工業団地西地区拡張事業の用地26,84平方メートルの取得、造成工事費前払い金など、金額にして7,139万6,661円を執行しました。

平成29年度決算は、収益的収支におきましては、受取利息及び雑収益による収入2万3,615円、一般管理費による支出2万4,744円となり、差し引き1,129円の損失を計上いたしました。これにより、繰越準備金は2,910万6,433円となっております。

また、資本的収支におきましては、収入2億5,000万円、支出7,139万6,661円で、差し引き1億7,860万3,339円となりました。なお、玉村町土地開発公社会計規程第23条

の規定による繰越額として1億4,067万1,000円を翌年度へ繰り越しました。

事業の実績につきましては、別紙事業報告書及び附属明細表のとおりであります。

次に、報告第4号 平成29年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告についてご説明申し上げます。公益財団法人玉村町文化振興財団理事長より平成30年5月18日付で報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告いたします。

決算の概要につきましては、収入合計額が6,710万8,114円であり、町への補助金返還分を含む支出合計額も同額でありました。

また、補助金について、平成29年度補助事業等実績の報告時に精算を行った結果、補助金確定額を5,103万1,457円とし、既に交付した5,500万円から財団の繰越金相当額である396万8,543円の返還を受けました。

平成29年度も町の芸術及び文化の振興と発展に寄与することを目的に、各種事業が行われました。事業種別では、自主鑑賞事業5本、共催鑑賞事業3本、住民参加事業1本、地域協働事業2本、助成事業2本の5種、合計13事業であります。

なお、事業の実績につきましては、別紙事業報告書及び収支決算書のとおりであります。

次に、報告第5号 平成29年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告についてご説明申し上げます。公益財団法人玉村町農業公社理事長より平成30年6月14日付で報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告いたします。

決算の概要につきましては、収入合計が5億1,175万9,816円、支出合計が5億1,395万9,113円であり、収支差額は219万9,297円の単年度赤字でございます。これは、農業機械銀行事業における機械の減価償却費や修繕費によるものであります。

公社事業につきましては、農地利用集積円滑化事業において、引き続き担い手への農地集積を進めることができました。また、農業機械銀行事業では、作業受託、農業機械の貸し出しにより、引き続き農業者のコスト削減の一翼を担うことができました。そして、WCS（ホールクroppサイレージ）事業におきましては、作付面積は昨年同様で、県内各地の畜産農家に販売し、農家所得の向上に寄与することができました。今後も生産農家と連携を図り、さらなる品質の向上に努めていきたいと考えております。

また、道の駅管理運営事業ですが、さまざまなイベントを開催し、集客を図り、町の情報発信及び地域振興の拠点としての道の駅の発展に寄与することができました。

その他事業の詳細につきましては、別紙事業報告書のとおりでございます。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で、日程第6、報告第3号から日程第8、報告第5号までの公社及び財団に関する3件の決算報告を終了いたします。



- 日程第 9 認定第 1 号 平成 29 年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定第 2 号 平成 29 年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 認定第 3 号 平成 29 年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 認定第 4 号 平成 29 年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 認定第 5 号 平成 29 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 認定第 6 号 平成 29 年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 認定第 7 号 平成 29 年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 認定第 8 号 平成 29 年度玉村町水道事業会計決算認定について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 9、認定第 1 号 平成 29 年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 16、認定第 8 号 平成 29 年度玉村町水道事業会計決算認定についてまでの 8 議案を一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 9、認定第 1 号から日程第 16、認定第 8 号までの 8 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 認定第 1 号 平成 29 年度玉村町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定によりご説明申し上げます。

まず、決算の概要ですが、歳入総額 113 億 223 万 3,502 円に対し、歳出総額は 107 億 8,160 万 2,113 円となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は 5 億 2,063 万 1,389 円の黒字となりました。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源が 2,446 万 1,754 円ありましたので、実質収支は 4 億 9,616 万 9,635 円の黒字となり、さらにここから 2 億 5,000 万円を財政調整基金へ積み立てましたので、残りの 2 億 4,616 万 9,635 円については翌年度へ繰り越すこととさせていただきました。

次に、平成 29 年度の歳入の特徴といたしまして、歳入の根幹をなす町税収入については、町たば

こ税が減少したものの、法人町民税や固定資産税の伸びにより、町税全体では1.2%の増になるとともに、地方消費税交付金を初めとする各種交付金においても全体で8.1%の増になったほか、財産収入では文化センター周辺地区土地区画整理事業における保留地売却に伴い69.0%の増となりました。しかしながら、地方交付税の減少に加え、財政調整基金や都市計画事業基金の取り崩しが減少したほか、年金生活者支援臨時給付金事業や斉田上之手線道路改良事業、小中学校空調整備新設事業の終了等により、国、県支出金や町債なども減少となり、歳入総額では前年度に比べ3.0%の減少となりました。

次に、歳出では目的別に見ると、総務費、民生費、公債費が増加し、議会費、土木費、教育費等が減少しました。また、性質別に見ると、補助費等、公債費、積立金、繰出金等が増加し、維持補修費、投資及び出資金、貸付金、投資的経費が減少し、歳出総額では、歳入同様、国、県の補助事業や起債事業の終了等により、前年度に比べ1.9%の減となりました。

なお、地方債現在高については、前年度末から2億4,336万6,000円減少して、平成29年度末では101億5,731万6,000円となりました。

一方、財政調整基金現在高については、平成28年度の決算剰余金2億6,000万円と平成29年度中に発生した利子60万8,000円を積み立て、平成29年度の財源不足を補うため3億5,000万円の取り崩しを行った結果、前年度末から1億4,460万3,000円減少し、平成29年度末では12億7,231万5,000円となりました。

そうした中、当町の財政指標について触れてみますと、財政力指数については前年度と同様の0.76になるとともに、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年度に比べ0.7ポイント改善し、97.1%となりましたが、依然として高率を示しており、公債費負担比率についても前年度と同様の11.2%となるなど、前年度に引き続き、財政の硬直化傾向が示される結果となりました。

少子高齢社会の中で、人口減少がこのまま進めば町税の増収は大きく見込めず、地方交付税の動向も不透明であるため、いかに歳出を抑制し、基金残高を考慮しながらバランスのとれた効率的な財政運営を行っていくかが、今後の課題であると考えております。したがって、本町が将来にわたって持続可能な魅力ある町を築いていくためには、今後負担増が見込まれる社会保障関連経費や老朽化した公共施設の維持管理などに対応すべく、人口減少対策と財政の健全化を一層推進し、未来への着実な投資と積極的な施策を展開することにより、必要な財源の確保を図りながら財政基盤を強化し、健全な財政運営に努めていきたいと考えております。

次に、認定第2号 平成29年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、歳入決算額43億4,741万1,227円に対し、歳出決算額は42億707万889円となりました。これにより、実質収支額が1億4,034万338円となり、翌年度へ繰り越しいたしました。なお、平成28年度の繰越金が1億6,678万9,022円であったため、実質収支額から前年度繰越金を差し引いた収支額は、財政調整基金への1億円の積み

立てを行った影響もあり、2,644万8,684円の赤字となりました。

歳入の主なものですが、国民健康保険税は9億40万856円で、加入者が減少したことなどにより前年よりも5,313万円程度減収となりました。現年分の収納率は96.57%で、前年よりも0.58%上昇し、全体収納率は89.66%で、前年よりも2.69%上昇しました。

医療費に対する主な歳入ですが、国庫負担金として、現年度一般被保険者分の療養給付費負担金が4億2,452万811円、支払基金から交付される退職被保険者分の療養給付費等交付金が6,316万8,000円でございます。

その他の国庫負担金として、後期高齢者支援金負担金が1億5,444万8,500円、介護納付金負担金が6,101万4,157円でございます。

また、国の補助金として、調整交付金が1億7,419万3,000円、65歳以上の前期高齢者の加入割合により負担調整され、交付される前期高齢者交付金は9億8,329万6,568円でございます。

県の支出金としての負担金、補助金については、総額で2億1,386万6,802円でございます。

県内の市町村で医療費を共同負担することで財政の安定化を図る共同事業の交付金は、9億1,172万9,046円となりました。一般会計からの繰入金については、保険基盤安定、事務費、出産育児一時金など2億3,239万726円が繰り入れられています。

次に、歳出ですが、保険給付費の支払いが一般被保険者分、退職被保険者分を合わせて24億3,770万4,801円でございます。

後期高齢者支援金等は4億8,770万6,783円、前期高齢者納付金は178万2,282円、介護納付金は1億9,066万9,241円でございます。

医療費を県内市町村で共同負担することで財政の安定化を図るための共同事業への拠出金は、8億9,974万7,885円となっております。

保健事業では、被保険者の健康の保持増進のため、生活習慣病などの予防を主眼に特定健診や人間ドックなどを実施し、3,493万4,499円の支出を行いました。人間ドックを含めた特定健診の受診率は41%程度となっており、前年度に比べ受診率は微増となりましたが、慢性疾患の早期発見や重症化予防などの観点から、制度の周知徹底や未受診者への受診勧奨を図り、被保険者の健康維持、意識の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

今後も、歳入の確保と医療費の適正化をより一層推し進め、安定的な国保の健全運営を図りたいと考えております。

次に、認定第3号 平成29年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、歳入決算額2億8,611万3,838円に対し、歳出決算額は2億8,429万8,364円となりました。

まず、歳入の主なものとして、後期高齢者医療保険料は2億638万4,980円で、収納率は99.5%であります。

一般会計からは、特別会計事務費及び保険基盤安定拠出金として6,391万1,375円を繰り入れました。

次に、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金として、保険料納付金2億618万9,751円と保険基盤安定拠出金5,757万7,375円であります。

実質収支差額については181万5,474円で、翌年度へ繰り越しました。

今後も、後期高齢者医療制度についてご理解をいただけるよう、きめ細やかな対応を行い、円滑な制度運営を図ってまいります。

次に、認定第4号 平成29年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、歳入決算額25億5,419万441円に対し、歳出決算額は24億3,112万2,456円となりました。実質収支額は1億2,306万7,985円となり、同額を翌年度へ繰り越すことといたしました。

歳入の主なものですが、第1号被保険者の介護保険料は6億6,263万6,770円となり、被保険者の増加に伴い、前年度より約3,000万円の増収となりました。滞納繰り越し分を含めた収納率は98.95%であり、前年度より0.45ポイント上昇しております。国、県支出金、支払基金交付金についても、介護サービス給付費、地域支援事業費等が増額となったことに伴い、それぞれの交付額は全体として増額となっております。しかし、国庫補助金のうち調整交付金につきましては、交付割合が0.4%と前年度よりさらに0.48ポイント下がったため、約900万円の減収となりました。交付割合が1%に満たない市町村は、全国でも50程度しかなく、当町は今後も厳しい状況が予想されます。

次に、歳出の主なものですが、最も多くを占めているのが介護サービス等諸費の20億7,822万1,823円でございます。平成27年度に行われた介護報酬改定が2.27%のマイナス改定だったものの、高齢化の進行とともに介護給付費は全国的に増加傾向にあります。平成29年度は、介護職員に対する処遇改善のため、臨時報酬改定が行われた影響もあり、前年度より約8,100万円の増加となりました。中でも居宅介護サービス給付費は8億6,582万6,685円となり、給付費の約40%を占めております。

また、地域支援事業費につきましては、平成29年度から新たに地域包括支援センター委託事業を実施したほか、総合事業利用者のさらなる増加等に伴い、前年度より約6,700万円増の1億807万5,231円となりました。

平成29年度は、第6期介護保険事業計画の最終年度ですが、財政安定化基金からの借入金は返済を完了し、さらに計画期中に生じた剰余金を介護保険基金に積み立てることができました。介護保険制度は、要介護認定者の増加や介護サービスへの需要の高まりを踏まえ、安定的な制度の運用が必要

となっております。

今後も、介護予防活動の啓発に力を入れ、より信頼と安心のおける制度の維持に努めてまいります。

次に、認定第5号 平成29年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、歳入歳出決算額ともに294万3,631円となりました。

本事業は、介護保険の要介護認定の結果、要支援1、要支援2と認定された方に対して、地域包括支援センターの保健師等がケアプランを作成するという平成18年度から始まった事業であり、平成29年度で12年が経過したところであります。

平成29年度より、地域包括支援センターを2カ所委託設置したため、直営の地域包括支援センターの事業規模は縮小しましたが、今後も高齢化が進行するのに伴い、要支援1、要支援2といった要支援者の認定者の増加も予想されることから、介護予防を重視した適正なケアプランの作成に努めてまいりたいと考えております。

また、平成27年度の途中から総合事業へ移行したことに伴い、総合事業の対象者への介護予防ケアマネジメントの作成につきましても、同様に努めてまいります。

次に、認定第6号 平成29年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、歳入決算額13億8,610万1,496円に対し、歳出決算額は13億6,046万3,186円となりました。

歳入の内訳ですが、下水道事業受益者負担金が2,918万8,134円、下水道使用料及び手数料が2億8,813万9,840円、国庫補助金が1億6,845万5,000円、一般会計繰入金が3億3,900万円、繰越金が3,830万3,913円、諸収入が791万4,609円、下水道事業債が公共、特環、流域合わせて5億650万円、県補助金が860万円となっております。

次に、歳出の内訳ですが、下水道費が7億8,694万5,583円、公債費が元金、利子合わせて5億7,351万7,603円であります。

実施した主な事業ですが、維持管理として水管渠及びマンホールポンプの清掃を行いました。建設事業では、汚水事業として、樋越地区、下新田地区、福島地区、川井地区、飯倉地区、下之宮地区、箱石地区及び南玉地区を整備するとともに、上樋越地区、上福島地区、板井地区及び箱石地区の実施設計を行いました。

また、雨水対策事業では、文化センター周辺開発に伴う調整池の造成及び関連工事が完成しました。

最後に、平成29年度の実施状況についてですが、公共、特環合わせての施工延長は5,117メートル、整備面積は約16ヘクタールでございます。なお、年度末の下水道処理人口普及率は79.0%です。

今後も計画的に整備を進め、歳入の確保に努めるとともに、効率的な事業運営を図ってまいります。

次に、認定第7号 平成29年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申

上げます。決算の概要につきまして、歳入決算額3億1,107万560円に対し、歳出決算額は3億1,106万9,408円となりました。

歳入の内訳ですが、一般会計繰入金が25万3,408円、町預金利子が204円、繰越金が532円、第Ⅰ期分譲地の土地売却収入が3億1,081万6,416円であります。

次に、歳出の内訳ですが、起債利子償還金が25万3,408円、第Ⅰ期分譲地の土地売り払いによる起債元金償還金が2億7,284万4,000円、土地の売却収入と起債元金償還金との差額である一般会計への繰出金が3,797万2,000円でございます。

今後は、第Ⅱ期分譲地の土地造成工事を進め、平成31年度末に引き渡しを行い、歳入確保と効率的な事業運営を図ってまいります。

次に、認定第8号 平成29年度玉村町水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。まず、収益的収入及び支出でございます。収入総額は5億8,616万9,160円で、内訳は給水収益等の営業収益が5億5,341万8,120円、営業外収益が2,923万1,040円、過年度損益修正益等の特別利益が352万円でございます。

一方、支出総額は5億816万4,762円で、内訳は営業費用が4億5,883万2,388円、企業債利子などの営業外費用が4,690万8,344円、過年度損益修正損及び過年度還付金等の特別損失が242万4,030円でございます。

次に、資本的収入及び支出でございます。収入総額は1億9,770万円で、全て企業債でございます。

一方、支出総額は3億4,390万2,648円で、内訳は建設改良費が2億2,448万7,288円、水道メーター等の固定資産購入費が223万3,720円、企業債償還金が1億1,718万1,640円でございます。

なお、資本的収入において不足した1億4,620万2,648円につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額1,662万8,688円及び当年度分損益勘定留保資金1億2,957万3,960円で補填いたしました。

引き続き、安心安全な水を供給できるよう維持管理に努めるとともに、経費節減等により効率的な事業経営を図ってまいります。

以上が平成29年度の一般会計を初め各特別会計の歳入歳出決算の概要ですが、去る7月17日から8月2日までの間、監査委員さんに審査をしていただき、その審査意見書が提出されておりますので、監査委員さんの意見書を付して、議会の認定を賜りたくご提案申し上げる次第でございます。

なお、その経過と決算の詳しい内容につきましては、決算書並びに決算における主要事業と成果等の説明書を提出させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。10時30分に再開します。

午前10時13分休憩

---

午前10時30分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

---

◇議長（高橋茂樹君） 次に、認定第1号 平成29年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 平成29年度玉村町水道事業会計決算認定については監査委員の審査意見が付されております。

監査委員の審査意見の朗読を求めます。

総務課長。

〔総務課長 石関清貴君登壇〕

◇総務課長（石関清貴君） それでは、平成29年度玉村町一般会計・特別会計・水道事業会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について朗読をさせていただきます。

まず、1ページは目次となっておりますので、初めに2ページをお開きください。平成29年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見です。第1に、審査の対象です。1、審査項目は、（1）、一般会計及び（2）、特別会計、（3）、基金の運用状況等です。（2）、特別会計につきましては、①、国民健康保険特別会計、以下宅地造成事業特別会計までの6会計でございます。（3）、基金の運用状況等につきましては、①、財産に関する調書、公有財産台帳、基金残高表等でございます。

2、審査関係書類です。こちらにつきましては、（1）、平成29年度玉村町歳入歳出決算書、（2）、平成29年度決算における主要事業と成果等の説明書、以下（7）までの関係書類でございます。

第2、審査の期間は、平成30年7月17日から同年8月1日までの16日間のうち実質10日間、各課等を個別に審査し、同年8月20日に開催した監査委員協議会において審査結果のまとめを行った。

第3、審査の方法は、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算及び財産の取得、管理、処分、基金運用状況等について、形式審査として決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているか、次の項目を主眼に審査を行った。なお、この審査に当たっては平成29年度に実施した定期監査及び随時監査並びに毎月実施している例月出納検査も参考とし、かつ関係職員から説明を聴取した。

続きまして、3ページをお開きください。1、審査事項につきましては、（1）から（4）までの事項について審査を実施するとともに、2、重点審査事項については（1）から（8）、重点事項について審査を実施したということです。

次に、第4、審査の結果ですが、審査に付された各会計の決算関係書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、決算書等の数値は会計管理者及び各課、局等が保管する関係帳票と照合し、確認を行った結果、おおむね適正に処理されていることを確認した。また、歳入歳出差引残高についても適正に処理されていることを確認した。なお、決算の概要及び実質審査の内容については、以下に記載するとおりであるということで、各会計ごとの決算の概要につきましては、以下の3ページから20ページまでの記載のとおりでございますので、朗読は割愛させていただきます。

次に、21ページをお開きください。第5、審査の意見、まず1、総括意見です。一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算及び財産の取得、管理、処分並びに基金の運用状況につきましては、決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証した結果、その計数は正確であり、予算の執行または事業の経営はおおむね適正かつ効率的に行われていると認められた。

なお、提出された各審査調書に関する審査の結果及び意見は以下のとおりである。(1)、主要事業と成果等。平成29年度決算における主要事業と成果等については、提出された説明資料に基づき、各課担当者より説明を求めた結果、予定されていた主要事業はおおむね適切に実施されており、一定の成果を上げていると認められた。

ただし、花火大会、ふるさとまつり、町民体育祭、産業祭については、ふるさと創生基金からの繰入金で財源として事業を実施していたが、基金残高の状況から残り数年で財源に不足が生じることが見込まれるため、今後財源面の手当を含め事業のあり方についても検討されたい。

今後とも最少の経費で最大の成果が得られるよう、合理的かつ効果的な事業運営に取り組まされたい。

(2)、前年度指摘事項の措置状況。平成29年度に実施した定期監査、随時監査、例月出納検査、決算審査の際の意見や指摘事項に対し必要な措置が講じられていたかどうかについて、提出された平成29年度措置状況調書により確認した結果、おおむね適切な措置が講じられているものと認められた。

(3)、委託業務及び工事施工状況、負担金の根拠、財産の管理。契約金額が50万円以上の委託業務や契約金額が130万円以上の工事の施工状況、各種負担金の根拠、財産(土地・建物)の取得、処分や貸し付け、借り入れの状況等については、提出された平成29年度玉村町歳入歳出決算審査調書に基づき確認した結果、委託業務や工事の契約内容、施工時期及び財産の管理等の状況はおおむね適切であると認められた。

しかしながら、積算基準や標準歩掛かりがない工事、または委託業務の入札において、1者からの参考見積もりのみをもとに設計書を作成して入札を行っていたケースが複数の課で認められた。入札の競争性、透明性をより一層確保する観点から、今後担当職員が設計書を作成する際の参考として業者から見積もりを徴収する際には、2者以上から徴収するよう検討されたい。

法令外負担金については、おおむね適正な支出であると認められるが、今後も負担金額の算出根拠や支出先の団体の活動を把握し、例年どおりの支出ではなく、その必要性も含めて検討されたい。

(4)、補助金及び交付金。各種団体の補助金等による事業の実施状況については、提出された平成29年度補助金等実績報告書に基づき確認を行った。

その結果、平成29年度において補助金等実績報告書に該当した事業数は144事業で、前年度の147事業に比べ3事業減少した。また、決算額は3億6,894万5,000円で、前年度の3億7,979万1,000円に比べ1,084万6,000円減少した。これは、小規模多機能型居宅介護施設の建設事業費に対する補助である介護基盤等整備事業が終了したことなどが主な要因であった。

なお、各種団体の事業実施状況はおおむね良好であり、補助金の必要性、有効性、支出の時期及び額等はおおむね適切であると認められたが、一部の団体について補助金を超える、または補助金額に近い金額が次年度に繰り越されていたことから、改めて補助団体の活動内容を精査した上で、多額と認められる繰越金を有する団体への補助金については、今後見直しを検討されたい。

(5)、歳入と歳出の確認。歳入については、提出された平成29年度玉村町歳入歳出決算書等に基づき、予算現額、調定額、収入済額、収入未済額、不納欠損額等について確認した結果、おおむね適切に処理されていると認められた。

なお、不納欠損処分等については、平成30年6月29日に随時監査を実施し、不納欠損処分に至るまでの徴収努力並びに事務処理について、おおむね適正に実施されていたことを確認した。

しかしながら、住宅新築資金等貸付金元利収入については、不納欠損処分に至るまでの徴収努力が十分に尽くされたとは言えず、結果として事務の適切性に課題が認められた。今後はこのような不納欠損が生じないように要望する。

また、歳出の確認については、提出された平成29年度玉村町歳入歳出決算書等に基づき、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額等について確認した結果、おおむね適切に執行されていると認められた。

なお、不用額については、主な要因は節内における累計残や予算時の見積額に対する入札等の差金によるものであり、やむを得ないものと認められた。

次に、財政分析です。実質収支比率7.0%、財政力指数0.76及び公債費負担比率11.2%についてはおおむね例年どおりの値で推移した。経常収支比率97.1%については前年度97.8%を0.7ポイント下回り、若干の改善が見られたが、依然として高い比率となり財政の硬直化傾向が示される結果となった。今後も引き続き財政健全化に向けた取り組みが図られるよう要望する。

次に、一般会計です。歳入決算の状況は、町税の増加や文化センター周辺地区土地区画整理事業における保留地処分金の納入による財産収入の大幅な増加があったものの、税収の増加見込みなどによる地方交付税の減少、斉田上之手線道路改良事業の終了などによる国庫支出金の減少、小中学校空調設備新設事業の終了などによる町債の減少などにより、前年度に比べ3億4,753万2,000円、3.0%減の減少となった。

町税の不納欠損額は810万4,000円であり、前年度の1,382万3,000円と比較して571万9,000円減少し、収入未済額も5,348万円であり、前年度の6,818万4,000円と比較して1,470万4,000円減少した。収入率については、前年度98.2%に比べ0.5ポイント上昇し、98.7%となり、これは収入率の向上に向けて努力している結果であると認められる。

私債権については、平成29年度末で全額不納欠損処分とした住宅新築資金等貸付金の債権管理に課題が認められた一方で、学校給食費及び公営住宅使用料については債権管理条例に基づき適正な債権管理を行い、成果を上げているため、引き続き同様の取り組みを行い、不納欠損額の縮減と収入率の向上に取り組まれない。

歳出決算の状況は、扶助費、補助費等、公債費、積立金、繰出金等が増加したものの、維持補修費、投資及び出資金、貸付金、投資的経費が減少した。目的別から見た減少要因として、クリーンセンター維持補修費の減少や斉田上之手線道路改良事業の終了等による道路改良事業の事業量の減少、小中学校空調設備新設事業や中央小学校プール改修工事の終了などが挙げられる。これらにより決算収支は、形式収支が5億2,063万2,000円、実質収支が4億9,617万円の黒字となったが、実質単年度収支は3億6,528万4,000円の赤字となった。

なお、地方債現在高は前年度に比べ2.3%減少し、積立金現在高は前年度に比べ6.0%減少している。今後も老朽化した公共施設等の整備等が予定されていることから、費用対効果を十分検証の上、事務事業の効率的かつ効果的な執行により、健全な財政運営が図られるよう努めるとともに、さらなる町民福祉の向上のための施策については、積極的に取り組まれるよう期待するところである。

続きまして、23ページの4、特別会計です。(1)、国民健康保険特別会計。国民健康保険特別会計の決算状況は、歳入総額が前年度に比べ1,777万1,000円減少し、歳出総額は867万8,000円の増加となった。歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額(繰越金)は、前年度に比べ15.9%減少の1億4,034万円となった。

国民健康保険税の現年分の収入率は96.6%となり、前年度96%に比べ0.6ポイント上昇した。滞納繰り越し分を含めた収入率は89.7%となり、前年度87.0%に比べ2.7ポイント上昇した。

また、国民健康保険特別会計財政調整基金については、平成26年度末からゼロ円となっていたが、平成29年度に積み立てを行ったことにより1億円となった。これは、平成27年度に国民健康保険税の税率を改正したことで、繰越金が増加したことにより可能になったものと思われる。

国民健康保険事業は、景気の回復や社会保険加入要件の緩和により、保険加入者数は減少しているものの、医療の高度化に伴い1人当たり医療費は増加しており、今後またいつ医療費が増加するとも限らない状況である。平成30年度からは、国民健康保険業務について都道府県単位への広域化が実施されたが、いずれにしても健全な国民健康保険財政の運営を維持するためには、慎重かつ効率的な

業務運営と滞納繰越額の縮減、収入率の向上並びに財政調整基金での一定の備えが不可欠であると思われるため、引き続き適切な事業運営に取り組まれない。

(2)、後期高齢者医療特別会計。後期高齢者医療特別会計の決算状況は、歳入総額が前年度に比べ2,644万9,000円増加し、歳出総額も2,622万5,000円の増加となった。歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額は、前年度に比べ14.1%増加し、181万6,000円となった。後期高齢者医療保険料の滞納繰り越し分を含めた収入率は99.5%となり、前年度に比べ0.3ポイント低下した。

後期高齢者医療保険の年間平均被保険者数は年々増加しており、平成29年度は前年度と比べ132人増加した。平成29年度は前年度に比べて1件当たりの保険者負担額、1人当たりの保険者負担額はともに減少したが、療養の給付費と療養費を合わせた保険者負担額は2,572万1,000円増加した。

高齢化社会の進行により、こうした状況は今後も継続することが予想されることから、収入率の向上と適正な保険給付に努めるとともに、引き続き健全な後期高齢者医療保険運営に取り組まれない。

(3)、介護保険特別会計。介護保険特別会計の決算状況は、歳入総額が前年度に比べ2億3,027万8,000円増加し、歳出総額も3億777万8,000円の増加となった。歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額は、前年度に比べ38.6%減少し、1億2,306万8,000円となった。介護保険料の滞納繰り越し分を含めた収入率は99.0%で、前年度に比べ0.5ポイント上昇した。また、認定者数は1,288人と、前年度の1,249人に比べ39人増加した。

介護保険基金については、平成25年度末からゼロ円となっていたが、平成29年度に積み立てを行ったことにより1億5,000万円となった。これは、平成27年度の介護報酬の改正により施設等へ支払う介護サービス給付費の単価が全体で2.27%引き下げられたことにより、第6期計画期間内の歳出の総額が抑制されたことが要因であると思われる。

高齢化社会が進むにつれて、要支援、要介護認定者の増加やそれに伴う介護サービスの需要はより一層高まることが予想される。

平成29年度で第6期玉村町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画期間が終了し、平成30年度から新たな計画期間となるが、高齢者が要介護状態になっても住みなれた地域で安心して暮らせるよう、今後も安定的な介護保険事業の運営に努められない。

(4)、介護予防サービス事業特別会計。平成29年度から地域包括支援センターを2カ所委託設置したことにより、介護予防サービス事業特別会計の歳入歳出総額は、それぞれ294万4,000円で、前年度に比べ1,075万8,000円の大幅な減少となった。

介護予防サービス計画費収入では、介護予防プラン作成件数が160件で、前年度に比べ1,546件減少したため、72万6,000円となり、前年度に比べ90.5%減少した。また、介護予防ケアマネジメント費収入では、介護予防ケアマネジメント作成件数が125件で、前年度に

比べ581件減少したため、61万円となり、前年度に比べ77.9%減少した。

歳出では、総務費が197万7,000円で、前年度に比べ285万円減少し、介護予防サービス事業費は96万7,000円で、前年度に比べ790万8,000円の減少となった。

介護予防サービス事業特別会計決算については、おおむね妥当であると認められる。今後とも引き続き適切な事業運営に取り組まれない。

(5)、下水道事業特別会計。下水道事業特別会計の決算状況は、歳入総額が前年度に比べ3,269万2,000円増加し、歳出総額も4,535万8,000円増加した。これにより差引額は2,563万8,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源42万円を差し引いた実質収支額は2,521万8,000円となった。

歳入では、受益者負担金は、前年度に比べ503万6,000円の減少であった。滞納繰り越し分を含めた収入率は98.5%で、前年度98.2%に比べ0.3ポイント改善した。

下水道使用料は、前年度に比べ322万7,000円増加となり、滞納繰り越し分を含めた収入率は98.3%で、前年度98.0%に比べ0.3ポイント改善した。

今後も収入の確保はもとより、負担の公平性の面からも、引き続き慎重かつ効率的な収納業務に努めるとともに、さらなる不納欠損額の縮減と収入率の向上に取り組まれない。

歳出では、下水道費が前年度に比べ4,633万1,000円増加となり、公債費は前年度に比べ97万2,000円減少となった。これら事業の結果、下水道普及率は前年度に比べ2.3ポイント上昇し、79.0%となった。

下水道事業特別会計決算については、おおむね妥当であると認められる。平成32年度からは地方公営企業法が適用されるため、引き続き多岐にわたる事務の整理が見込まれるが、今後も適切な事業運営に取り組まれない。

(6)、宅地造成事業特別会計。宅地造成事業特別会計の決算状況は、歳入総額が3億1,107万円で、歳出総額は3億1,106万9,000円となった。

宅地造成事業特別会計決算については、おおむね妥当であると認められる。平成29年度には第Ⅰ期造成分の土地をおおむね売却し、地域開発事業債の償還が終了した。今後は、平成31年度末までに第Ⅱ期造成分の土地の売却を行うことで、一般会計からの繰入金の戻し入れが行えるよう、引き続き適切な事業運営に取り組まれない。

続きまして、同じく25ページの5、基金の運用状況等でございます。公有財産、物品、基金の管理及び運用状況については、財産に関する調書及び公有財産台帳、基金残高表、預貯金残高証明書、出資証券、その他基金の運用状況等に関する資料に基づいて審査した結果、その運用状況を示す書類、計数等は正確であり、おおむね妥当であると認められた。

また、平成29年度は農業振興基金が新たに創設された。

財政調整基金については、平成29年度に3億5,000万円の取り崩しを行ったことなどにより、

平成29年度末の現在高は12億7,231万5,000円となり減少が続いている。財政調整基金は、災害時の緊急対応だけでなく、繰りかえ運用等の円滑な会計業務にも必要であるため、引き続き適切な基金運用に取り組まれない。

続きまして、26ページ、平成29年度水道事業会計における決算審査結果及び意見です。まず審査対象です。(1)、平成29年度玉村町水道事業会計決算。(2)、上記事業会計の決算報告書、損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、剰余金計算書、事業報告書、収益・費用明細書、企業債明細書、固定資産明細書及び決算に関する証書類。

次に、2、審査期間は、(1)、平成30年7月17日から同年8月1日まで。(2)、監査委員協議会、平成30年8月20日です。

3、審査手続は、審査に付された決算関係書類、関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算は議決の趣旨に沿い、適正かつ効率的に執行されているか審査した。また、収入支出の事務及び書類は、地方公営企業法その他関係法規の規定に従って作成され、適正に処理されているか、財産の取得、管理及び処分は適正になされているかなどに主眼を置き、抽出調査による関係帳票及び証拠書類等を照合し審査した。

この審査に当たっては、平成29年度に実施した定期監査、随時監査及び毎月実施している例月出納検査も参考とし、かつ関係職員から説明を聴取した。

4、事業概要から、1枚めくっていただきまして27ページ、6、経営状況までは記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

7、審査結果です。審査に付された決算書類は、地方公営企業法及び関係法令の定めるところにより作成され、会計処理は企業会計原則に準拠して行われていた。計数は上下水道課の所管する帳簿と照合、計数確認を行うとともに、預貯金については平成30年3月31日現在の水道事業会計出納取扱金融機関の残高証明書と照合を行い確認した結果、適正に処理されていることを確認した。

また、平成29年度に実施した定期監査、随時監査及び毎月実施している例月出納検査の報告や意見に対する措置状況、契約金額が50万円以上の委託業務や契約金額が130万円以上の工事施工状況、負担金や補助金の支出、財産の取得処分の状況、貸し付けまたは借り入れ財産の状況等についても提出された調書をもとに確認を行った結果、おおむね適正に処理されていることを確認した。

8、審査意見です。有収率については86.9%で、前年度86.1%に比べ0.8ポイント上昇した。収益の向上と水の安定供給のためにも、引き続きさらなる有収率の向上に努められたい。

また、水道料金の収入率については、前年度の96.3%に比べ0.5ポイント向上し、96.8%に改善されており、評価できると認められる。今後もさらなる収入率の向上に取り組まれない。

水道事業については、人口減少や節水型家庭用品の普及等により、配水量は減少し、それに伴い営業収益が減少することも予想されるが、安全で安定的な水道供給と健全財政を維持するために、引き続き計画的な事業実施と適切な事業運営に努められたい。

以下、28ページから59ページまでは各会計に関する参考資料、付表となっておりますので、ご確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上、監査委員による審査意見書の朗読を終了させていただきます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で、監査委員の審査意見の朗読を終了いたします。

議員各位に申し上げます。

決算審査に先立っての総括質疑は、議会運営に関する基準の附則1の規定により、予算・決算特別委員会に付託される議案の総括質疑は款・項の範囲で行うと定められております。したがって、総括質疑は款項の範囲でお願いします。

それでは、これより平成29年度の各会計の歳入歳出決算認定に係る総括質疑を議案ごとに行います。

初めに、日程第9、認定第1号 平成29年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 平成29年度の一般会計は、町税は5,000万円ほど増加しているものの、歳入の総額は28年度に比べて3億5,000万円ほど減少しております。積立金の現在高は22億円、一方の地方債は100億円を超えており、大変厳しい現状であるかと認識しております。

その中で、29年度の予算は町長が立てた予算でありますけれども、財政の健全化ということをつも言っておられる町長ですけれども、財政の健全化についてどのような努力をされたか、またこの結果についてどう判断しているか伺います。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 29年度の決算でありますけれども、このような決算が出たということでありまして、財政調整基金の減少、あるいは経常収支比率の多少の改善は見ておりますけれども、そのような2つの指標で見るとおきましては、財政の硬直化は、依然として玉村町の財政におきましては続いているということでもあります。

そのような点で、将来にわたって収入を増加させるような財政の安定化の予算というような予算の内容を組む必要があるというような考え方から、今回予算を組むという方向で検討しておりますけれども、もちろん29年度の決算の状況を見て、今後の町政運営を続けていきたいという思いであります。

◇議長（高橋茂樹君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 当然ながら決算の結果も踏まえて、今後31年度の予算も立てていくと思われましても、町長が任期の4年間のうちに、財政の健全化に対する指標というものがあれば教えてください。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 数値的な指標としましては、経常収支比率、あるいは財政調整基金の安定的な確保というようなことを数字的には置いておりましたが、私自身の経営方針といたしましては、現在行ってきました町政の中での収益の改善というところに主眼を置いてきたつもりです。ですから、これまで、今後の討議でも出ますけれども、道の駅の収支改善やその他種々の調整の中で、経営的にうまくいっていない部分の改善に主力を注いできたというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成29年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第10、認定第2号 平成29年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成29年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第11、認定第3号 平成29年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成29年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を

終了いたします。

次に、日程第12、認定第4号 平成29年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成29年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第13、認定第5号 平成29年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成29年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第14、認定第6号 平成29年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成29年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第15、認定第7号 平成29年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成29年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第16、認定第8号 平成29年度玉村町水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成29年度玉村町水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

これをもちまして、8会計に係る総括質疑を終了いたします。



## ○決算特別委員会の設置・選任の件

◇議長（高橋茂樹君） お諮りいたします。

日程第9、認定第1号 平成29年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第16、認定第8号 平成29年度玉村町水道事業会計決算認定についてまでの8議案につきましては、議会運営に関する基準第47条に基づき、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、認定第1号から日程第16、認定第8号までの8議案については、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、玉村町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員を決算特別委員会委員に選任することに決しました。



○日程第 17 報告第 6 号 平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

○日程第 18 報告第 7 号 平成 29 年度決算に基づく資金不足比率の報告について

◇議長（高橋茂樹君） 日程第 17、報告第 6 号 平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第 18、報告第 7 号 平成 29 年度決算に基づく資金不足比率の報告についてが提出されました。

これより 2 件の報告を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 報告第 6 号 平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の 4 指標を報告するものでございます。

まず、実質赤字比率については、一般会計において赤字が生じておりませんので、数値は算定されませんでした。

また、連結実質赤字比率についても、各特別会計いずれも赤字が生じておりませんので、数値は算定されませんでした。

次に、実質公債費比率ですが、これは過去 3 年間の平均値で算出するものでございます。平成 27 年度から平成 29 年度までの平均値は、公債費充当一般財源の増加等により、前年度と比較して 0.4 ポイント上昇し、4.0%となりました。しかしながら、国で定めた早期健全化基準は 25.0%となっておりますので、これを下回りクリアしているところでございます。

最後に、将来負担比率ですが、平成 30 年 3 月末日における基金残高、一般会計の地方債残高や下水道事業特別会計の地方債残高のうち一般会計で負担する残高、全職員が退職することを想定した退職手当などを見込んだ結果、5.2%となりました。前年度の数値は 9.6%で、比較すると 4.4 ポイント改善しました。この要因といたしましては、地方債現在高の減少等によるものでございます。国で定めた早期健全化基準は 350.0%となっておりますので、これをはるかに下回り、クリアしているところでございます。

今回報告いたします健全化判断比率については、監査委員さんに審査をいただいておりますので、その審査意見書を付して報告させていただきます。

次に、報告第 7 号 平成 29 年度決算に基づく資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により報告するものでございます。

資金不足比率については、水道事業会計、下水道事業特別会計ともに黒字決算であり、また宅地造

成事業特別会計においても資金の不足額はなく、資金不足が生じていないため、数値は算定されませんでした。この資金不足比率についても、監査委員さんに審査をいただいておりますので、その意見書を付して報告させていただきます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で日程第17、報告第6号及び日程第18、報告第7号の2件の報告を終了いたします。

次に、日程第17、報告第6号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第18、報告第7号 平成29年度決算に基づく資金不足比率の報告については監査委員の審査意見が付されております。

監査委員の審査意見の朗読を求めます。

総務課長。

〔総務課長 石関清貴君登壇〕

◇総務課長（石関清貴君） それでは、監査委員の審査意見書について朗読をさせていただきます。

初めに、平成29年度財政健全化審査意見書です。1、審査の概要。この財政健全化審査は、玉村町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査期間。平成30年7月17日火曜日から8月1日水曜日まで。

3、審査の結果。（1）、総合意見。審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（2）、個別意見です。①、実質赤字比率について。平成29年度は実質赤字額がなく、実質赤字比率は算定されず、早期健全化基準の14.03%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

②、連結実質赤字比率について。平成29年度は全ての会計が黒字で連結実質赤字額がなく、連結実質赤字比率は算定されず、早期健全化基準の19.0%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

③、実質公債費比率について。平成29年度の実質公債費比率は4.0%（平成27年度3.57656、平成28年度3.98483、平成29年度4.49228）となり、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

④、将来負担比率について。平成29年度の将来負担比率は5.2%となり、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

（3）、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

続きまして、平成29年度水道事業会計経営健全化審査意見書です。1、審査の概要。この経営健全化審査は、玉村町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査期間。平成30年7月17日から8月1日まで。

審査の結果、(1)、総合意見。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)、個別意見。水道事業は、事業の規模5億863万7,000円、流動負債9,685万2,000円、流動資産7億4,515万7,000円、剰余額6億4,830万5,000円、標準財政規模比9.2%である。したがって、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準の20.00%と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

(3)、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

続いて、平成29年度下水道事業特別会計経営健全化審査意見書です。1、審査の概要。この経営健全化審査は、玉村町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

実施期間、平成30年7月17日から8月1日まで。

審査の結果、(1)、総合意見。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)、個別意見。下水道事業は、事業の規模3億860万3,000円、歳出額13億6,046万3,000円、歳入額13億8,568万1,000円、剰余額2,521万8,000円、標準財政規模比0.4%である。したがって、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準の20.00%と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

(3)、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

最後に、平成29年度宅地造成事業特別会計経営健全化審査意見書です。1、審査の概要。この経営健全化審査は、玉村町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査期間。平成30年7月17日から8月1日までです。

3、審査の結果、(1)、総合意見。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)、個別意見。宅地造成事業は、事業の規模ゼロ円、歳出額3億1,106万9,000円、歳入額3億1,107万1,000円である。したがって、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準の20.00%と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

(3)、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

以上、監査委員の審査意見の朗読を終了させていただきます。

◇議長(高橋茂樹君) 以上で監査委員の審査意見の朗読を終了いたします。



○日程第19 議案第51号 平成29年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第19、議案第51号 平成29年度玉村町水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第51号 平成29年度玉村町水道事業会計剰余金の処分についてご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成29年度水道事業会計決算の結果、発生した利益剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

前年度1年間の営業活動の結果として、損益取引から生じた純利益は6,118万7,733円ありますが、これは経理上、未処分利益剰余金に位置づけられるものでございます。

内容については、別紙の剰余金処分計算書（案）のとおり処分させていただくもので、企業債償還に充てるための減債積立金として4,118万7,733円、欠損金を埋めるための利益積立金として1,000万円、建設改良積立金として1,000万円、それぞれに積み立てるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

次に、本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第20 議案第52号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第20、議案第52号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第52号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、中学校における部活動指導体制の充実を推進し、部活動を担当する教員の支援を行うとともに、部活動の質的な向上を図ることを目的とする部活動指導員配置促進事業の実施に当たり、玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する必要が生じたものです。

条例改正の概要につきましては、部活動指導員の報酬について、文部科学省が示す1年間の部活動時間の上限である515時間及び報酬額の上限である1時間当たり1,600円をもとに算出し、年間82万4,000円以内と定めるものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

次に、本案に対する質疑を求めます。

10番石川眞男議員。

〔10番 石川眞男君発言〕

◇10番（石川眞男君） 何点かお尋ねします。

これ教員の多忙化解消ということで導入されていくわけですがけれども、特別職公務員ということでよろしいのですか。それで、それは常勤ではないのであるから、兼業が可能かどうかお尋ねしたい。

それから、学校外での大会とか練習試合なんかの引率ができるかどうか。

それから、要するに顧問に就任できるかどうか。

この3点お尋ねします。

◇議長（高橋茂樹君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 大堀泰弘君発言〕

◇学校教育課長（大堀泰弘君） では、質問にお答えいたします。

まず、兼業についてどうかということなのですが、こちらは別に兼業禁止の定めがありませんので、大丈夫かと思えます。この報酬及び費用弁償支給条例については消防団等も入っておりますので、そういった考えをしていただければと思います。

次に、引率でありますけれども、これもやはり教員の多忙化解消の1つとしまして、引率ということで、むしろそういったことをしていただきたい内容となっております。

それと、顧問についてですけれども、こちらにつきましても要綱の取り扱いの中に顧問とするとい

うことでありますので、そちら顧問となつていただくものであります。責任のある立場として任用したいという考えであります。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○日程第 2 1 議案第 5 3 号 玉村町税条例等の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 2 1、議案第 5 3 号 玉村町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 5 3 号 玉村町税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成 3 0 年 3 月 3 1 日付法律第 3 号で公布されたことに伴い、玉村町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正の概要ですが、1 点目は町民税に関して、個人所得課税が見直され、給与所得控除、公的年金等控除の一部を基礎控除に振りかえを行うものです。

2 点目は、地方税の電子化に関して大法人の申告書について電子申告を義務化するものです。

3 点目は、たばこ税の見直しに関するもので、たばこ税の税率を平成 3 0 年 1 0 月 1 日から 3 段階で引き上げ、国と地方合わせて 1 本当たり 1 円ずつ計 3 円の引き上げを行います。また、加熱式たば

こについては国のたばこ税と同様、課税方式の見直しを行います。加熱式たばこへの課税は、重量と価格を紙巻きたばこに換算し、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行するものです。なお、旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の経過措置としては、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を、平成31年9月30日まで適用することとしております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○日程第22 議案第54号 玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第22、議案第54号 玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第54号 玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地域再生法の改正に伴い、玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正するものです。

改正内容は、不均一課税対象期間を平成32年3月31日まで延長すること及び上位法の改正による項ずれの修正でございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ○日程第23 議案第55号 玉村町都市計画税条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第23、議案第55号 玉村町都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第55号 玉村町都市計画税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、玉村町都市計画税条例の一部を改正し、項ずれの修正を行うものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○日程第24 議案第61号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第24、議案第61号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第61号 和解及び損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

本案は、雨水対策事業として施工した雨水滝2号幹線整備工事の工事完了後に発生した住宅の傾斜を補修するため、復旧方法や費用負担について協議を重ねた結果、住宅の所有者である相手方との間で協議が調いましたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、和解及び損害賠償の額を定めるために、議会の議決を求めるものでございます。

雨水滝2号幹線整備工事は、平成19年度から平成24年度まで実施した玉村高校東側から旧滝川までの間にある農業用水路を兼ねた大型水路の改修工事であります。完成後の事業効果は良好で、玉村高校周辺の道路冠水は解消されております。一方で、この改修工事は住宅地の中の蛭堀を取り壊しながら大型水路を布設するもので、建物と近接した工事のため、近隣住民の方には振動や騒音などご迷惑をおかけしたところでもあります。

本議案の相手方の住宅は、施工場所と最も近接しており、住宅の傾斜について平成24年6月に指

摘がありました。その後、現在に至るまでの間、工事の前後による柱、床の傾きや基礎部高さの計測調査をしたり、沈下の再発を考慮するなど、工事業者、コンサルタント、建築士などと慎重に検証を行ってまいりました。その結果、このたび各関係者の意見に基づき、工事の影響によるふぐあいが主にリビングであることから、床の張りかえ、それに附帯する改修工事及び建物の沈下抑止工事を補償費用とすることで合意に至りました。

土木建築工事における掘削や振動の生じる作業については、不測の事態が生じないように常に細心の注意が必要です。特に住宅等の構造物周辺では慎重に工事をするを心がけ、再発防止に努めてまいります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 2点ほどお尋ねいたします。

まず、賠償金額等が決まって、いろいろ交渉されたかと思うのですが、まず保険適用の有無について。

それから、工事が完成してからかなり年数がたっているということですので、その辺のところをご説明お願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 倉林教夫君発言〕

◇上下水道課長（倉林教夫君） お答えします。

保険適用につきましては、施工上のミス等ではございませんので、こちらにつきましては不慮の振動、それと沈下につきましては補償の対象にはならないということになっておりますので、こちらの損害賠償という形をとらせていただきました。

それと、長期期間を経過した理由としましては、申し出があつてからすぐに工事事後の調査を行いまして、どこにふぐあいが生じたか確認をしました。この場合、南側が主に数値の変化があつたということです。復旧方法につきまして検討しましたが、沈下が進行中であると再度繰り返しとなるということで、時間を置かせていただきました。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） それでは、保険については一応工事の関係の保険は入っていたけれども、それには該当しない損害であるということが1つ。

それから、進行の関係では、要するに地盤沈下とか、そういうふうな形にしたことについての初動

の手当て等はどうかだったのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 倉林教夫君発言〕

◇上下水道課長（倉林教夫君） 初動手当てにつきましては、実際に途中経過という形でとらせていただきましたので、沈下の途中経過という形ではないのですけれども、工事を途中で行っても、また沈下が起こる可能性があるということで、二度手間になってしまうということで様子を見させていただきました。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） こうした不測の事態ということは起こり得ることではあると思いますけれども、今後の予防策といたしますか、対策といたしますか、考えられることはどのようなことがありますか。

◇議長（高橋茂樹君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 倉林教夫君発言〕

◇上下水道課長（倉林教夫君） 工事を行うときには、実際に地質調査等を行っておりますので、その辺を含めて十分に、場所によっては地質、砂地等もございますので、あとは地下水の高さ等も含めましていろんな調査、それと地質調査を行って、その場所に適した方法を考慮していきたいと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



- 日程第 25 議案第 56 号 平成 30 年度玉村町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 26 議案第 57 号 平成 30 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 27 議案第 58 号 平成 30 年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 28 議案第 59 号 平成 30 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 29 議案第 60 号 平成 30 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 25、議案第 56 号 平成 30 年度玉村町一般会計補正予算（第 2 号）から日程第 29、議案第 60 号 平成 30 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）までの 5 議案を一括議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 25、議案第 56 号から日程第 29、議案第 60 号までの 5 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 56 号 平成 30 年度玉村町一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に 1 億 9, 516 万 9, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 110 億 9, 343 万 4, 000 円とするとともに、債務負担行為の追加及び地方債の変更をするものでございます。

主な補正内容につきましては、まず総務費では、平成 32 年 4 月から施行予定の会計年度任用職員制度導入に伴う例規整備に係る調査委託料及び職員研修費の追加や、老朽化に伴う役場庁舎電話設備更新工事、安全・安心まちづくり推進事業として交通指導車及びパトロール車にドライブレコーダーを搭載するほか、平成 31 年度に開催予定のばらサミットに向けて花壇の整備等を行うとともに、ふるさと納税管理システムの導入経費や、平成 29 年度に取り崩しを行った特定目的基金の清算に伴う基金積立金の追加を行うものでございます。

民生費では、老朽化に伴う老人福祉センター及び南児童館の外壁塗装等の改修工事を行うほか、保育所の施設修繕等に係る費用の追加、工事内容の変更等に伴う民間保育所等改修補助事業及び民間放

課後児童クラブ整備補助事業に係る補助金の追加を行うとともに、学校施設内での放課後児童クラブを実施するため、玉村小学校の2教室について改修工事を実施するものでございます。

また、プロポーザル審査委員会として、玉村小学校における放課後児童クラブ運営事業者選定に要する費用の追加を行うとともに、平成29年度の精算に伴う障害者自立支援費や子ども・子育て支援等に係る国、県返還金について追加を行うものでございます。

衛生費では、クリーンセンターの施設修繕に係る費用の追加のほか、老朽化した2号炉の補修を行うものでございます。

農林水産業費では、道の駅玉村宿について、高崎玉村スマートインターチェンジの高崎側出口に行き先看板を設置するほか、東駐車場における無断駐車警告看板の設置を行うものでございます。

商工費では、小口資金に係る上期分の損失補償として代位弁済を行うほか、企業立地促進事業として新たに固定資産を取得した事業所に対し、奨励金を交付するものでございます。

土木費では、道路補修事業及び道路改良事業に事業費の追加を行うほか、町道2116号線歩道整備事業について、水路及び道路舗装工事をあわせて実施することにより、文化センター周辺道路の環境整備を行うものでございます。

また、北部公園管理事業では、ばらサミットを1つの契機として、バラ園の充実を図るためバラ苗の植樹やネームプレートの整備を行い、潤いのあるバラのまちとしてまちづくりを盛り上げていきたいと考えております。

消防費では、水害対策として、老朽化に伴う水防用ボートのエンジンの更新を行うものでございます。

教育費では、小中学校の施設修繕等に係る費用の追加を行うほか、老朽化に伴う文化センターの電話設備更新工事等を行うとともに、社会体育館及び海洋センターにおける施設修繕に係る費用の追加等を行うものでございます。

また、歴史資産を生かしたまちづくり事業では、井田家和泉屋住宅の歴史的、建築的な評価を行うとともに、今後の保存、活用のあり方について方向性を定めるため、調査業務を実施するものでございます。

以上が主な補正内容となりますが、これらの事業の財源といたしましては、国、県支出金、町債等のほか、主に前年度繰越金を予定しております。

なお、債務負担行為の追加につきましては、玉村小学校放課後児童クラブ運営事業者の選定に当たり、委託料の追加を行うものでございます。

また、地方債の変更につきましては、事業費の追加等による土木債の変更のほか、臨時財政対策債発行可能額の確定による変更でございます。

以上が、一般会計補正予算の主な内容でございます。

次に、議案第57号 平成30年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説

明申し上げます。本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に4,053万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億6,336万3,000円とするものでございます。

補正の内容ですが、まず歳入の増額分として、システム改修に対する県補助金として27万円、繰越金については平成29年度分の療養給付費等交付金の確定に伴う返還金分繰越金として744万8,000円、その他分として3,282万1,000円を増額するものでございます。

次に、歳出ですが、国保広域化に伴うシステム改修費用として27万円、平成29年度の療養給付費等負担金及び退職者医療交付金の確定に伴い、国庫負担金等償還金を4,026万9,000円増額するものでございます。

次に、議案第58号 平成30年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億9,613万1,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、歳入については事務費繰入金を1万6,000万円増額するものでございます。

歳出については、OA機器購入費の群馬県後期高齢者医療広域連合電算処理システム端末増設分を歳入と同額の1万6,000円増額するものでございます。

次に、議案第59号 平成30年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に4,822万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億508万2,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、まず歳出では、国庫負担金等の平成29年度精算に伴う返還金として4,822万7,000円を追加するものでございます。

次に、歳入では、平成30年度からの制度改正に伴うシステム改修費が国庫補助対象となるほか、支払基金交付金の平成29年度精算に伴う地域支援事業支援交付金の追加交付及び国庫負担金等の返還金を前年度繰越金から用意するものでございます。

また、システム改修費が国庫補助対象となるため、補助額と同額の28万2,000円を一般会計繰入金から減額するものでございます。

次に、議案第60号 平成30年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。本案は、歳入歳出予算の総額に9,975万円を追加し、総額を14億3,975万円とするものでございます。

補正の主な内容ですが、歳入につきましては、補助額の減額見込みにより国庫補助金を1,100万円減額、決算の確定により前年度繰越金を515万円増額、補助金の減額及び事業費の増加に伴い、下水道事業債を1億560万円増額するものでございます。

次に、歳出ですが、公共下水道建設費として、報奨金を10万9,000円、水路改修工事に伴う

損害賠償のための補償費を244万1,000円、事業計画の見直し等による工事請負費を1,100万円増額するものでございます。また、特定環境保全公共下水道建設費につきましては、事業計画の見直し等により委託料を820万円、工事請負費を7,800万円増額するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で5議案に係る提案説明を終了いたします。

次に、日程第25、議案第56号 平成30年度玉村町一般会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 15ページの会計年度任用職員制度導入事業ということで予算が計上されているのですが、臨時職員、特別職員、その他の雇用形態が大幅に変わる可能性があるということで、非常に懸念をしているところなのですが、この会計年度任用職員制度というのは、一体どういう仕組みなのかお答えをいただきたい。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） それでは、今回補正予算に上げさせていただきました会計年度任用職員制度の導入事業について、若干説明をさせていただきます。

今現在、地方公務員の臨時・非常勤職員というのは、今のところ平成28年度の4月現在で約64万人と、かなりふえてきているというふうに言われております。教育ですとか子育て等のさまざまな分野で、こういった方々が活用されているということになっております。こういった方々につきましては、現状において地方行政の重要な担い手となっているということです。こういう臨時・非常勤職員の方々の適正な任用、それから勤務条件を確保するということがこれまでも求められていたということでありまして、今回それを新たに改正を行うというようなことだというふうに聞いております。

今回地方公務員法と地方自治法の一部を改正する法律というのが平成29年5月17日に公布されまして、平成32年4月1日から施行されるということになっております。こちらの内容につきましては、今回新たに一般職の会計年度任用職員制度というものを創設するというような内容になっております。

その内容につきましては、臨時ですとか非常勤職員の方々の任用、それから服務規律、こういったものを整備するというのと同時に、特別職の非常勤職員、それから臨時的な任用職員の任用要件の厳格化、こういったものを行うことによって、新たに創設されます会計年度任用職員制度へのスムーズな移行を図っていきたいということだというふうに聞いております。

これまでは、こういった臨時ですとか非常勤職員の方々の任用、勤務条件というのが、それぞれの

自治体ごとにまちまちな状況になっておりました。それを今回の法律の改正によって、統一的な取り扱いを行うというようなことであります。この制度を構築することによって、これまで各自自治体ごとに異なっておりました臨時や非常勤職員の任用形態を、適正な形に確保していくというような内容であるというふうに聞いております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 質問します。

一般会計補正予算の26ページです。民間保育所等改修補助事業1,940万円ということですが、3月の予算のときにも約5,000万円近くありまして、合計で7,000万円ということで、これにしきの保育園の増設とマーガレット幼稚園の改修ということなのですが、にしきの保育園は用地が余らないと思うのですけれども、こういった形で増築するか教えてください。

◇議長（高橋茂樹君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） にしきの保育園につきましては、現在の園舎が建っている施設の西側部分、そちらを今まで借りていたのですけれども、そこを1,500平米ほど借りまして、そこに2階建ての建物を建設するわけです。1階部分の面積については、158平米の保育室が2部屋できるということです。ついでに申し上げますと、2階部分は放課後児童クラブ室、40人定員で利用されるということです。

なお、この増築によりまして、にしきの保育園の園児数これまで定員60名だったのですけれども、全体で90名ということで、30人ほど定員がふえるということでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 西側につくるということですが、今現在あそこは運動場になっていると思うのですが、そうすると運動場がなくなって、どこに運動場を確保するのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 運動場につきましては、現在の建物の南側、それと新しく今度建てる建物の南側、それと西側にグラウンドを設けるということでございます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 18ページのばら制定都市会議なのですが、来年行われるばらサミットの準備費用だと思のですが、ばらサミットを玉村町としてどのような規模で、どのような感じで行うのか。バラの、今回も買うという予算も出ていますが、余り多くなくて、これでバラが整備できるのかなということがちょっと心配なのですが、教えてください。

◇議長（高橋茂樹君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） お答えいたします。

今までのばら制定都市会議は、いずれも大きなバラ園を備えているようなところで開かれていて、サミットの翌日にはそういった施設を案内していただいて、その施設を見学するというような趣旨でやっているサミットが非常に多かったなと思っています。ただ、玉村町は北部公園にバラ園がございますけれども、ほかの従来サミットをやってきた市町村と比べますと、やはり規模的には小さなものであるということで考えております。ですので、施設を紹介するような、そういったサミットは玉村町ではできないのではないかなというふうに思っております。今いろいろ町内にありますボランティア団体の協力をいただきながら、協働でバラをこれからもどンドンふやしていきたいというふうに思っておりますので、手づくりといいますか、町民の皆様の協力をいただきながら、サミットを実施していきたいというふうに思っています。

また、先ほど町長が説明で申しました、潤いのあるバラのまちとしていきたいというような言葉もあったと思うのですが、北部公園もバラがちよっと抜けているところもあると思いますので、そういったところも整備し、また今回いただくというか、提案させていただきます予算につきましては、文化センターにバラを植栽していきたいというふうに考えておまして、これからバラを使ったまちづくりのほうも検討していきたいというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） そうしますと、この11番の消耗品費というのはバラの苗代になるのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） お答えいたします。

この約130万円の中なのですが、まず文化センターの周辺にバラの苗を100本植栽する予定でございます。このほか、バラに一つ一つ、全部ではないかもしれないのですが、名札をつけて、どんな種類のバラが植わっているかというのを見ていただけるようにしていきたいというふうに思います。

また、ばらサミットでは最後に記念植樹が行われるのですが、今はまだ確定というよりは案

の段階ではありますが、26の市町のバラを文化センターに植樹をしたいというふうに考えておられて、その部分だけ少し御影石等で縁取りをするような形で、このエリアはこういうものでバラが植栽されているのですよと、そういうようなエリアにして、その案内看板なども設置したいと思っ  
ているのですが、その看板の作成費用。それから、バラを植えるためには土も改良していかなければい  
けませんので、現在の土でそのまま移植するわけにはいきませんので、バラに合った土の土壌改良とい  
うのでしょうか、土を入れかえることなども検討しております。大体そのような費用がこの消耗品の  
中に含まれております。

◇議長（高橋茂樹君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 3回目なのですけれども、バラの苗を植えるということで、ちょっと心配  
なのは、来年の5月までにそれが大きくなるか。苗ってどの程度の苗を買うのかなというのが心配で、  
大きい苗を買うとこの金額ではおさまらないのではないのかなというような気もしますが、間に合う  
ような苗を植えていただけますか。

◇議長（高橋茂樹君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） 今回、来年の5月に咲かせるのにはどうしたらいいかというのが非常に  
悩みの種でございまして、5月にできるだけいい状態で花をお見せするというのが、もちろん1つの  
テーマとなってくるのですが、この100本につきましては、バラの知識のある方々というか、専門  
業者の方にも相談をいたしまして、いつごろ植えて5月に咲くかというようなこともちょっと相談を  
させていただいております。それで、1年苗ではなく大苗を購入する形で、何とか来年の5月に咲か  
せたいというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 50ページ、地方債についての調書のところでありますけれども、100億  
円もの地方債を借りているわけでありまして、年の利子が大体4%というぐらいで非常に高い利子で  
ありますけれども、これ短いもので何年ぐらいで借りていて、長いものではどのぐらいの、何十年と  
借りているのでしょうか。

---

◇議長（高橋茂樹君） 暫時休憩します。

午後0時16分休憩

---

午後0時17分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

---

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 大体10年から20年で借りているということです。

長いものにつきましては、臨時財政対策債、こういったものが20年で、道路のものについては15年、そういったものがあるということです。

◇議長（高橋茂樹君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 非常に年利子も高いのであります。一般の感覚からしますと、繰上償還ができるものに関してはしていくべきだと思いますけれども、それに関しても補償費がついていて借りている地方債もあるというふうに聞きますので、そういうものには、繰上償還をしていく場合に補償費があるということも聞きますので、なかなか償還していけないものもあるとは思いますが、当然ながら利子が非常に高いわけでありますので、繰上償還をできるだけ努力は当然していると思うのですが、いかがですか。

---

◇議長（高橋茂樹君） 暫時休憩します。

午後0時18分休憩

---

午後0時19分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

---

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 済みませんでした。

今のところ国の施策で繰上償還できるものがないということで、していないということです。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありますか。

12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 26ページで、学校施設内の放課後児童クラブ整備事業の関係で、業務委託事業は債務負担行為とかに載っているのですが、これとはまた別だと思うのですが、この中で工事費が出て、設計から工事の予算が立っていると思うのですが、この放課後児童クラブは民間の業者にするという形ですので、工事をするに当たって、または設計をするに当たって、事業者からの使い勝手の

いい意見とか、そういうものについてはいつごろ取り入れたり、その辺のところはどういう形になっておりますでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 事業の実施に当たっては、実際に民間の事業者が運営している学校施設等を視察いたしまして、そこも参考にしまして現在設計をほぼ終了する見込みとなっております。

現実には、放課後児童クラブの運営については、クラブ室と事務室があれば、そのほかについては学校教育に支障のない範囲内で、校庭とか体育館とか特別教室等を利用することになっておりますので、現在は玉村小学校の北校舎の東側の1、2階を使うことになっておりますけれども、部屋の床、壁、それとトイレ等をきれいにして事務室を設けるという設計内容になっております。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 子供たちも利用しやすく、事業者にとっても利用しやすく、せっかく民間の方にやっていただくわけですから、いろんなニーズに応えられるものは応えた上で工事をしていったほうが、後々余分な改修工事とか、そういうのをしないで済むのだと思うのです。ですから、先進的なものを見ながらもありますが、事業者が選定された段階では事業者からの意見を聞いて、こういう設計であるけれども、直すところはあるとか、そういうような意見聴取をしながら、実際工事をするときは無駄のないように、今後使い勝手のいいようなものの工事をぜひしていただきたいと思っております。質問しているのですが、その辺の方向性はいかがでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 受注するところがどこの事業者になるかわかりませんが、もし運営するに当たって支障があるようなことがあるようであれば、工事内容の変更等も行っていきたくて考えております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 16番、庁舎管理事業工事請負費についてお伺いします。

先日この請負工事費は、電話の更新と、それから周辺の水道工事費込みということで伺いました。電話更新費用として875万5,000ということですが、庁舎にある電話全部なのか、それで何台あるのかということと、それからこれを補正予算で組むほど緊急性があったのかと、要するに現状で何かふぐあいが生じているのかどうかということについてお伺いします。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） お答えいたします。

今回庁舎管理事業の中で工事請負費ということで、ご指摘のとおり予算は全部で961万9,000円ということですが、そのうちの庁舎の電話の設備の更新工事ということで875万5,000円ですか、そのほかに庁舎の水道管の整備工事もありますけれども、今回は電話のほうの工事ということで、当初予算で本来見込んでおけばよかったのですけれども、もう少し何とかなるのではないかというような状況を考えておったのですけれども、ここ最近になりまして非常に電話がうまく庁舎内でつながらないというような状況が若干出てきまして、さらにふぐあいも徐々にふえてきているというような状況になりまして、今回今年度中に急遽やらせていただきたいということで、補正を上げさせていただきました。

庁舎内の台数ですけれども、おおむね140台ぐらいを予定しております。これから詳細については、どういったものをどこの場所につけていくかというものは、再度確認をしますけれども、大体140台ぐらいのものをかえていきたいということになっております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第57号 平成30年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。  
次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。  
次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第58号 平成30年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、  
これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。  
次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。  
次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第59号 平成30年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第1号）、  
これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第60号 平成30年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ○日程第30 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第30、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 角田紘二君登壇]

◇町長（角田紘二君） 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明を申し上げます。

平成26年10月から固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております金子一也様におかれましては、この10月31日に任期が満了となります。区長や農業委員など歴任され、長きにわたり町行政にご尽力いただき、この場をおかりいたしまして感謝申し上げる次第でございます。

本案につきましては、その後任といたしまして、上茂木472番地2にお住まいの内田元光氏を選任いたしたく、ご提案させていただくものでございます。

内田氏におかれましては、人格はもちろんのこと、区長などを歴任され、知識が豊富で適任者であると考えております。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

————— ◇ —————

◇議長（高橋茂樹君） 休憩いたします。午後は1時30分に再開します。

午後0時31分休憩

—————  
午後1時30分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開いたします。

◇

○日程第31 一般質問

◇議長（高橋茂樹君） 日程第31、一般質問を行います。

今定例会には6名の議員から通告がなされております。

一 般 質 問 表

平成30年玉村町議会第3回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	1. 特定外来生物への対応を問う 2. 自治体案内板の活用 3. 道の駅玉村宿の状況は 4. 農業用水の確保の対策は 5. 玉村町版生涯活躍のまち事業計画の進捗は	月 田 均
2	1. 「玉村町総合防災マップ」の活用とタイムラインの作成を 2. 「ふるさとまつり」は検討の時期に	石 内 國 雄
3	1. 「玉村町版生涯活躍のまち構想」の進捗状況について問う 2. 幼稚園・保育所再編整備計画について 3. 就学援助金の支給について	宇津木 治 宣
4	1. 介護保険について 2. ふるさと納税について 3. 歴史資産を活かした交流拠点について	新 井 賢 次
5	1. 玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略について	原 利 幸
6	1. 地域防災について 2. 観光による地域振興について 3. 地域包括支援センターの機能・役割について	小 林 一 幸

◇議長（高橋茂樹君） 初めに、4番月田均議員の発言を許します。

〔4番 月田 均君登壇〕

◇4番（月田 均君） 議席番号4番月田均です。議長の許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問を行います。

ことしの夏は暑かった。やっと9月になったと思ったら今度は台風だ。そういえば、ことしの冬は寒かった。天候にいじめられている。ところで、このところ天気予報が当たるようになったと感じる。私が若かりしころ、天気予報は余り当たらなかった。その理由について、天気予報の微分方程式が解けないからだと聞いたことがある。微分方程式に悩まされていた自分は変に納得し、そうかと思った。今は、天気予報の微分方程式がある程度解けるようになったのかもしれない。ところで、議員になってから2年7カ月、行政の微分方程式はまだ解けていないというのが私の感想です。きょうは、微分方程式の解に少しでも近づくことを目標に一般質問を行います。

まず、第1の質問、花のある一般質問はなかなかできませんので、きょうは花をテーマに質問します。特定外来生物オオキンケイギクについてです。6月初旬の新聞に、特定外来生物オオキンケイギクのことに取り上げられていました。新聞には、オオキンケイギクは繁殖力が非常に強く、日本固有の植物を排除しながら生態範囲を広げている。現在県内全域で生態が確認されており、2006年以降、栽培や運搬が禁止されていると記載されていました。そこで、次のことをお聞きします。

1、町はこの植物の状態をどのように把握し、また対応をとっていますか。

2、町にはその他どのような特定外来生物が存在しますか。また、その対応についてもお聞きします。

続いて、第2の質問、ことしの4月に、町の受付の横に自治体案内板が設置されましたが、この案内板についてお聞きします。この案内板、町の地図、そして庁舎案内も表示され、明るく周りの雰囲気もよくなってきました。ところで、受付の上に設置されている42インチ液晶モニターから町のお知らせ等を提供する予定と聞いていましたが、現状は町の景色やイベントの写真数枚がスライドで表示されているのみです。せっかくの42インチ液晶モニター、より効果的な活用方法があると思います。町の対応をお聞きします。

続いて、第3の質問、道の駅玉村宿の経営についてお聞きします。ことし6月の全員協議会で、道の駅の29年度の収支が大幅に改善するとの報告を受けました。その理由は、29年4月に全国ネットのお昼番組「ヒルナンデス！」に取り上げられ、7月には高速道路に本駅の案内板が設置されるなど、世間に認知され、入場者数が大幅に増加したこと、そしてさらに幾つもの内部努力の結果とのことでした。喜ばしいことです。この状況を踏まえ、次の事項をお聞きします。

1、平成25年度から道の駅への予算が計上されていますが、29年度末までに要した費用はどのようなになっていますか。設計費、用地買収、建屋、内部設備、運営の赤字等、あと総合計どうかということです。

2、平成30年4月から指定管理者に移管されましたが、契約は28年度の決算をもとに指定管理者が使用料として町に支払う費用1,600万円を算定しました。ところで、28年度は損失が

1、076万円あったものが、29年度は収益が大きく改善されて1,940万円の利益になっています。この1年で3,017万円の収益改善です。このことから判断すると、本年度の指定管理者費1,600万円の見直しの必要があると考えますが、町の見解を伺います。指定管理者との契約はどのようなになっていますか。

3、道の駅の目的、町の産業発展、観光振興、情報発信は、現在どの程度達成できていると考えますか。また、課題は何と考えますか。

次に、第4の質問、ことしの関東甲信越の梅雨明けは、観測史上最速6月27日、平年より22日早かった。水田への水不足が発生し、農家の方は大変苦勞しました。ところで、水不足はことしだけの問題ではなく、毎年発生しています。そこで、農業用水の現状はどのようなになっているのかお聞きします。

1、滝川統合堰水系、榎町堰、第2統合堰、第1統合堰、その他でそれぞれ田植えはいつどこで始まり、いつどこで終了しましたか。

2、滝川統合堰水系の榎町堰、第2統合堰、第1統合籍、その他の水田の面積はそれぞれどのようになっていますか。また、各堰での取水量と水田面積には整合性が図られていますか。

3、農業用水不足の原因は何と考えますか。

4、今まで実施してきた対策にどのようなものがありますか。

5、今後実施すべき対策についてどのように考えていますか。

最後の質問です。玉村町版生涯活躍のまち事業計画の進捗についてお聞きします。平成28年に生涯活躍のまち構想策定を開始し、平成30年3月に玉村町版生涯活躍のまち事業計画を公表しました。業務委託料などで合計1,700万円ほど投資してきましたが、これによって人口減少や高齢化に対する施策が明確になってきたと期待しています。ところで、事業案として37項目が挙げられています。実施時期は平成30年度からとなっている項目が多いのですが、その中で既にスタートしている事項はどのようなものがありますか。また、現在どのように進んでいますか。

以上です。以上で第1回目の質問を終わります。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 月田均議員のご質問にお答えいたします。

初めに、特定外来生物への対応についてお答えいたします。まず、オオキンケイギクの状態の把握と対応についてですが、現在環境省で特定外来生物に指定されている生物は100種類以上に上り、オオキンケイギクもその1つでございます。オオキンケイギクは、かつて土手や川原などの緑化のために積極的に散布されたこともあり、日本全国に分布しております。しかし、繁殖力が強く在来の植物を覆ってしまったり、駆逐してしまうことがわかり、平成18年2月に特定外来生物に指定されております。

町では、現在までにオオキンケイギクに関する相談や駆除の依頼を受けたことはなく、町のどの場所に多く分布しているかといった調査も実施したことはありません。しかし、特定外来生物に指定されているため、発見されれば駆除の対象とする必要がございます。場所や規模に応じて、群馬県や地域の方の応援をいただきながら対処していく必要があると考えております。

次に、その他の特定外来生物の存在とその対応についてお答えいたします。現在玉村町で生息が確認されている、もしくは過去に確認された特定外来生物は、ほ乳類ではアライグマ、魚類ではブルーギル、コクチバス、昆虫類ではアカボシゴマダラという蝶、クモ類ではセアカゴケグモが挙げられます。アライグマにつきましては、発見された場合には捕獲わな等を用いて捕獲を行っております。ブルーギルは、川井沼に多く生息しておりましたが、池の水を抜き一斉駆除を行いました。コクチバスにつきましては利根川にも生息しており、群馬漁業協同組合でも生息確認の対象とされております。アカボシゴマダラという蝶につきましては、平成30年1月に特定外来生物に指定されたばかりであり、被害の報告は上がってきておりませんが、水辺の森公園で生息が確認されております。セアカゴケグモにつきましては、過去に町内で発見事例がありました。平成25年に町内企業が取引先から搬入したドラム缶に付着していたのを発見し、個体の駆除や周囲の消毒、群馬県への報告を完了しております。

また、県内東毛方面でクビアカツヤカミキリというカミキリムシの被害例が挙がっており、桜や桃、梅などの樹木に寄生し枯れさせてしまうおそれがあるとのこと。町内での発見報告はまだありませんが、広報やホームページで注意喚起を行ってまいります。

特定外来生物は、玉村町の自然環境に悪影響を及ぼす可能性がありますので、今後もその動向につきましては注視してまいります。

次に、自治体案内板の活用についてお答えいたします。自治体案内板については、ことしの4月から役場正面ロビーの総合案内横に設置し、町内全域の地図、庁舎内の案内、行事の情報等を提供しております。

月田議員がご質問の42インチモニターにつきましては、自治体案内板と同時に設置し、企画課魅力発信係において町からの情報発信に活用しております。このモニターには、静止画だけでなく動画も再生することができるため、直近では県立女子大学の学生が作成した玉村町のPR動画や、たまむらの風景フォトコンテスト入賞作品をスライドショーにしたものを再生しております。今後も42インチモニターの機能を生かした、より効果的な情報発信ができるよう研究してまいりたいと考えております。

次に、道の駅玉村宿の状況についてお答えいたします。まず初めに、道の駅玉村宿の平成25年度から平成29年度までに要した費用についてですが、当初建設に要した建屋の設計費が2,468万円、用地買収費が5,540万円、当初建設の建屋の建設費が3億8,551万円、消耗品や備品等の内部設備が1,750万円であります。これ以外の主な費用としては、造成、外構、照明、看板な

どの設計や測量などに1,324万円、それらの工事に1億2,590万円、その他で392万円となり、総合計は約6億2,615万円となります。また、運営につきましては、公共部分を除く直売所、売店、食堂について平成27年度は1,299万円、平成28年度は1,076万円の損失となっておりますが、平成29年度については逆に1,940万円の利益となりました。

次に、今年度の指定管理費の見直しについてですが、指定管理者とは年度協定を締結しており、この中で平成30年度は1,600万円の指定管理費を指定管理者から町へ納付することとなっております。また、年度協定には利益が生じることが判明した場合には、双方協議の上、20%を限度として利益の一部を納入するものとしております。

最後に、道の駅の設置の目的、町の産業発展、観光振興、情報発信の達成度についてですが、この達成度の判断指標として、道の駅の来場者数と売上高が考えられます。来場者数につきましては、平成27年度が34万8,000人、平成28年度が41万3,000人、平成29年度が54万2,000人となっており、平成29年度は対前年比約30%増となっております。また、平成29年度に設定した来場者数の目標値に対する達成率については、当初の予定よりも約30%増となりました。また、売上高も平成27年度が2億5,862万円、平成28年度が2億9,655万円、29年度が4億417万円と着実に増加しております。このことは、玉村町の産業発展、観光振興、情報発信に大きく寄与しているものと考えられます。

次に、課題についてですが、管理運営においては現在指定管理を導入することで民間のノウハウを採用し、にぎわいのある運営を目指しております。しかし、あくまでも道の駅玉村宿は道の駅条例により町が設置した公の施設であります。

道の駅は、その設置の目的である道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供や、地域の振興に寄与することが求められます。そのため、休憩機能、情報発信機能、地域連携機能等の売上げに結びつかない業務についても、町が直営していたころと変わらずサービスの提供を継続していくよう、今後も指定管理者と連携していきたいと思っております。

また、今後も来場者の満足度を維持し続けることが課題であると考えておりますので、玉村町産品を活用した新商品の開発や販売等にも力を入れていきたいと考えております。

次に、農業用水の確保の対策についてお答えいたします。まず初めに、滝川統合堰水系での田植えについてのご質問ですが、利根川より南地区の滝川水系では、農業用水を管理する滝川統合堰協議会が組織されております。この協議会は、滝川統合堰の管理を円滑かつ確実にを行うとともに、滝川統合堰地域内の水資源の有効利用を図る目的で活動しております。今年度開催された協議会の中で、今年度の滝川からの通水日は6月20日と決まり、この日以降に田植えが行われました。多くは各堰の上流から順々に田植えが進み、榎町堰の下流地区において7月上旬から中旬にかけて田植えが一段落したと認識しております。

次に、滝川統合堰水系の水田面積ですが、現在水利権を有している水田は約481ヘクタールとな

っております。各堰の受益地内全ての水田に同時に用水を供給することは困難ですが、各堰の管理者の調整作業などにより、整合が図られているものと考えております。

次に、農業用水不足の主原因についてですが、農業用水は有限であり、人を配置して一日中管理するわけにはいきませんので、節水ときめ細やかな配水管理を怠ってしまうと、下流地区においては用水不足となってしまいます。また、ことしは無事でありましたが、利根川水系の水不足があると滝川への取水も制限されてしまいますので、天候等にも左右されてしまいます。なお、場合によっては農業用水路などの老朽化などにより、機能を発揮できない農業用施設なども考えられますので、修繕などの対応を必要とする場合もあります。

次に、今まで実施してきた対策ですが、利根川から滝川への取水管理をしている天狗岩堰土地改良区とともに、関係市の堰の管理者に対して節水ときめ細やかな配水管理をお願いしてきております。また、町内においても滝川統合堰協議会を通じて必要以上の取水を控え、田植えが終了したら速やかに下流地域へ用水を回すなどの配慮の徹底をお願いしてきております。

最後に、今後実施すべき対策についてですが、限りある農業用水でありますので、これまで同様に各農家や堰、水門などの管理者と協力し合い、節水ときめ細やかな配水管理を続けていくことで、用水の安定供給に努めていくことが重要であると考えております。

次に、玉村町版生涯活躍のまち事業計画の進捗についてお答えいたします。現在進行しているものとしては、来年度高崎健康福祉大学に開講されます農学部との連携を進めるため、7月2日に大学の教授と打ち合わせをさせていただきました。この中で、インターンシップの受け入れにつきまして話し合わせ、それ以外につきましてもさまざまな連携が進められるよう、適時打ち合わせ等を行っていきたいと考えております。

また、ボランティア活動への参加促進といたしまして、地域通貨・ボランティアポイント等検討委員会を6月18日に設置し、会議及び視察を行い、制度導入の是非を含め玉村町に適した形態の検討を行っているところです。

町内24カ所のふれあいの居場所につきましては、それぞれの居場所が特色を持った町民主体の活動を展開しております。その中でも、幾つかの居場所におきましては地区の子ども会と連携し、しめ縄づくりや餅つき、また最近ではそうめん流しやスイカ割り等の季節ごとのイベントや、幼児やその保護者を対象としたイベントを開催し、多世代交流の機会を設けております。これらは、各居場所や地域において主体的に行われている行事ではありますが、今後もふれあいの居場所だけに限らず、このような取り組みが数多く展開され、多世代が触れ合い、支え合う地域づくりが普及するよう啓発を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域活動等条件付き家賃補助制度の創設につきましては、群馬県立女子大学の1年生20名を玉村町大学生地域活動奨励金交付事業対象者として決定し、6月からさまざまな活動に参加していただいております。例えばたまむら花火大会の翌日の清掃ボランティアや、7月29日に岩倉自然公

園水辺の森で行われたこどもの森まつりでのボランティア活動、8月11日の町民の日記念事業などに参加していただいております。この奨励金をきっかけに、大学生と地域との交流がさまざまな場所で行われ、地域の活性化に結びつけられればと考えております。

さらに、地域住民との交流や障害者の活躍を推進するため、交流拠点においてピザなどを提供するための整備につきましても、NPO法人と調整を行っているところでございます。なお、東京における玉村町への移住説明会につきましても、今年度中の開催に向け事務を進めているところです。

今まで説明させていただきました事業以外にも、企業の社会貢献活動を通じた交流促進、高齢者に対する移動支援、東京圏情報発信事業、若者の結婚と定住を促す交流会の開催など、既に取り組んでいる事業もございます。なお、今年度の後半には生涯活躍のまち推進協議会を開催し、計画の進捗状況などを報告してまいりたいと考えております。

玉村町版生涯活躍のまち事業計画に掲げた37の事業を関係各課が連携し、着実に進めることが生涯活躍のまちの実現に結びつき、町の魅力アップにつながるとともに、住民の住みやすさにもつながるものと考えております。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） では、自席から質問させていただきます。

まず、オオキンケイギク、町のほうはまだ把握していないということなのですが、実は6月の新聞を読んだときに、どこかで見たよなという気がしました。前橋市から玉村大橋を渡って南に来るときに、その道の横に黄色い花があったのです。私は行ってみました。そうすると、やはりこれが例のオオキンケイギクでした。この花の特徴というのは、花びらの先端がぎざぎざなのです。うちなんかにも似たような花があるのですけれども、それは違うというのがわかりましたけれども、その道路沿いにオオキンケイギクが咲いていたなど。あとよく見かけるのが、国道354号を高崎市のほうに走っていくと、高崎市の市場とか、あの辺の道路の横に黄色い花がいっぱいあって、やはりこれもオオキンケイギクでした。あと、町で言えば国道354号の福島交差点の横の花壇にもオオキンケイギクがありました。

一番私がおもしろいというか、あれっと思ったのが、実はちょっと見にくいのですけれども、これは役場の横の、東のたまりんのほうの駐車場というか、停留所のところの前に花壇があるのですけれども、そこにこの黄色い花がいっぱい植わっていました。これも先端がぎざぎざなので、まさしく。栽培しているのかなというふうな気がして、そんなことで、あとうちのほうの家庭菜園でも、何かあいうところでもやっぱり下のほうに植わっていましたので、そこそこあるのではないかと思います。

ただ、これ先ほど町長が話していましたように、国土交通省が率先して植えた花なので、ある意味で一番迷惑しているのがこのオオキンケイギクではないかと思っているので、余りいじめても何かな

とは思っているのですけれども、近場のものはとったほうがいいかと思います。あと、これだけでなくよく言われるのが、特定外来生物ではないのですが、何だっけ……嫌だな、忘れてしまったな… …。

[何事かの声あり]

◇4番(月田 均君) いや、よく利根川の河原とか川井でトウモロコシだとか、その辺の野菜とかとられるのが出ているのですけれども、この辺もやはり町でも要注意で、出た場合には駆除してもらいたいと、動物です。猫のような動物で……ハクビシン、済みません。ハクビシンの話が結構出て、実はうちの畑にマルチを張ったら、その上に異様なふんがありまして、どうもこれがそれではないかと。あと何年か前に、うちの2階で猫がぎゃあつと騒いで、行ってみたらふんがしてあったと。うちの猫のふんではなかったので、多分うちの2階にもハクビシンがいたのではないかということで、やはりハクビシンに関しては特定外来生物ではないので、被害がなければとれないという話なのですけれども、この辺も被害があったときには至急対応してもらいたいと思いました。では、ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、自治体案内板なのですけれども、実は私は8月20日月曜日に一般質問を出しに来ました。そのときに、受付のモニターが改善されていました。町の行事の案内が追加されていたということで、やっているなと思ったのですが、受付の方に聞いたら喜んでいまして、何だこれだけかと言われたらしいのですが、今後はそういうことがなくなったのでよかったなと思うのですが、これを見て感じたのですけれども、これには23回企画展「医療と玉村町」というようなのも追加されていたし、HANI-1グランプリの紹介もありました。よかったと思うのですが、こういったことで活用してもらいたいと思います。

ところで、紹介というのはパンフレットをスキャンで読んで、入れているだけなのです。できれば、文字情報をちょっと入れてもらえればいいかなと思いました。特にHANI-1グランプリというのは、今HANI-1グランプリが開催中で、玉村町からは3点出品されていて、ナンバー98、塩顔埴輪が現在7位だということなので、これ皆さんの応援をお願いしますとか、何か字で書いてもらったほうが私はいいと思います。ちなみに私は、きょうもHANI-1グランプリと携帯で呼んで、ぼちちとしてきて1票入れてきました。だから、これ結構活用の仕方によってはおもしろいなと思ったので、ぜひその辺も頑張ってもらいたいなど、お願ひいたします。

次、これがちょっと頭の痛い問題なのですが、道の駅、先ほど町長のほうで、利益が出た場合には2割を限度に玉村町に来るという話がされていましたが、努力してもうかったものは、それは当然その人が入手してもいいと思うのです。ただ、さっき説明もしましたように、おととしと比べて去年が3,000万円ふえたというのは、これは今度の指定管理した業者が努力して得た利益ではないのです。やっぱりマスコミに出たり、今の指定管理者ではなくて、従来管理していた方の努力によって3,000万円の利益が出たわけなので、そこから2割というのは私はおかしいと思うのです。

だから、基本的には全部もらわなければいけない。なぜかという、先ほど話がありましたように6億円が7億円ぐらいもう投資していると、それを全部回収するとは言わないけれども、それを回収するとすれば、今年度はその3,000万円の利益はがっちり町がもらわないと回収できないと思うのです。その辺はどういうふうを考えて、私はそっちのほうが正解だと思うのですが、どうでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 道の駅につきましては、昨年度から協議させていただき、今年度から指定管理者という形で民間企業に経営をお願いしているところでございます。

その中で、まずは3年間指定管理者としての協定を結ばせていただき、その中でそれぞれの年度におきます納付料、今年度につきましては1,600万円と、利益が出た場合には20%を上限という形で、単年度の協定書も結ばせていただいております。

考え方によるということでございますけれども、現状利益が出た場合に20%を上限に入れていただくという形になっておりますのは、やはり一企業としてその企業の努力をした上での利益も上げていただく必要がある。何にも利益が上がらないような形での委託料という形になってしまいますと、やはり受けた企業のやる気といったものもなくなってくるのではなかろうかということも考慮いたしまして、ある程度受けていただきました指定管理者の利益も見ておくという形で、今年度は対応させていただいたところでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） そうしますと、1,600万円が入ってくると。ことしは、去年と同じ経営状態とすれば3,000万円掛ける0.2、600万円がプラス入ってくるということになるのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 1,600万円は先に納めていただきますので、その中でどのくらい上がりがあるのか。現状ですと、7月若干落ちていたり、あるいは今月に入りましてまたテレビ等で紹介されて上がってきたりと、やはりどうしても波がございます。その中で、また天候等によっても左右されるところもございますので、年間通して幾らであったのかというところを判断させていただき、協議をさせていただきたいということで考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） そのとおりなのだと思うのですが、だからことしが去年と同じ状態であったとすれば、3,000万円の利益の上乗せがあれば600万円ということになるのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 利益として3,000万円出ましたということでありますれば、その20%上限ということで、二、三が600万円ということで協議をさせていただくということでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） わかりました。これ契約が3年契約ということなのですが、来年になると、今度600万円ではなくて、来年はもう3,000万円を基準にするわけだから、3,000万円が入ってくるということになるのですよね。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 先ほども申しあげましたけれども、今年度につきましては1,600万円、やはり企業としての努力をしていただく上で利益が上がりませんと、なかなか企業としての自助努力といったものも進まないということも一部には考えることもございます。そういったことも含めまして、来年度はまた今年度の経営状況を鑑みながら、協定で結ばせていただきます納付額につきましては、協議をさせていただきたいということでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） わかるようだけれども、私が聞きたいのは、去年の実績が非常にいいのだから、それで3,000万円利益が出るとすれば、来年度はそれを基準に考えておくべきだと思う。なぜかという、やっぱり6億円も7億円もかけているのだから、ここで頑張ってもらわないと困るので。どうも私と課長の見解が若干ずれているのですけれども、町長どうですか、私の言っていることはおかしいと思いませんか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 今年度から、指定管理者ということで一般の企業の方に入っていたということでありまして、やはり先ほど課長が話しましたように、新しい経営者になったり、あるいは季節の変動とか、あるいは天候とか、いろんなものによって売り上げは左右されるのではないかなというふうに考えております。そういうような面で、いつもいいときばかりはないわけでありまして、前の月が相当よかったからと今月、来月もいいというわけでもありません。それから、ご承知のように高崎市側の物産館というようなものもまだ不安定要素であるわけでありまして、いろんなものが収益に関係してくるといふふうに私自身考えております。

そのような面で、今回の契約も3年という1つの区切りをつけて指定業者と契約しているわけでありまして、20%というものも、そのような利益が上がった場合には20%は町のほうに還元していただくということでもあります。そのような面で、とりあえず私自身は、指定業者の方の企業努力あるいは意欲というようなものも、やはりある程度評価していただきたいということで、ご理解をいただければと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 後で、来年度以降利益がどうなるかしっかり見ていきたいと思います。

次に、農業用水の確保ということで、この農業用水は昔から言われている問題でして、私が小学校のころうちの祖父が、榎町の堰を上げに行くといったようなことが記憶としてあります。下之宮から高崎市のあの辺まで、昔の悪い道を自転車で行くのは大変だったのかなと思うのですけれども、それだけ真剣だったなと思います。

振り返ってみて、当時と比べれば用水のあれは随分よくなりました、コンクリで。当時は砂です。でも、田植えはうちのほうも6月末には始まっていた。でも、何か今も同じようなもので、もっとおこなっているかもしれないのですけれども、あれだけ流れがよくなって早くなっていないということは、やっぱりそれは先ほど話がありましたように……昔は、前の田んぼの水がまたこっちまで流れてきたのです。ところが、今の田んぼって水が入って、次また流してしまうのです。だから、入った水が全て田んぼに来ていないという感じがするのですけれども、その辺の管理を協議会に依頼しているのかな、ということなのですけれども、町がもう少し絡んでやれないかなということを知りたいのです。どういふかという、町の職員が6月20日から7月10日ぐらいまで、毎日朝9時から1時間ぐらい車でばあっと回って堰を見ると、ここはあいている、下がっているということを見て、そのことをいつも同じ人がずっと見て、その人が水利組合に言えば動きがいいかもしれないけれども、水利組合にお願いしますよといったらなかなか難しいと思うので、そういうようなことは町としてはできないのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 先ほど町長もお答えさせていただきましたが、やはりどうしても水そのものにつきましては上流から取水が始まりまして、最終的には下流に流れていくというものが水の流れでございます。

その中で、今水田を活用させていただく中で、玉村町は二毛作でございますので、麦作があって、終わってから今度は水稻が始まるというところで、そういったことを考えまして今年度は6月20日という形で、水を入れる日にちを決めさせていただいた経緯がございます。入れ始めてからは、やはり職員につきましても、まず初めに連絡来ますが、どこどこで水があふれている、そういったこと

でまず連絡がまいります。そういったことで職員といたしますと、町内水系ごとには回らせていただいているという実情は、ご理解いただきたいと思っております。

また、水路等をそうやって回っていく中で、どこのこの地区全員が全員一緒に行えるものでもございません。やはり農作業でき得る方の都合によりまして、田植えをする日程といったものも後になってしまったり、前になったりということもございます。そうしたことも含めて町内を職員は回らせていただいておりますので、その点ご理解いただきまして、また堰の管理者それぞれにも、こういう状況ですよということで連絡は取り合っているという状況もございますので、一応連絡そのものにつきましては、堰管理者ともとらせていただいているということでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 見ているということですね。だから、私はいいというふうに思うのだけれども、毎日同じペースで2週間か3週間続けると、もっとよくなると思うのですけれども、そういうことは余りやらないですか、やれないのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 今のお話は、同じ時間に見たらどうかというようなことだと思いますけれども、こちらで水回るといいますか、ごみが詰まったのもあるといえますか、どうしても突発的なものもやはり出てきてしまいますので、なかなか同じ時間、同じ場所にといいところは困難な状況でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） わかりました。なかなか対策は難しいというか、もとの水の量もあるからかなと思えました。しょうがないと思うのですけれども、榎町の堰の水路というのは、今からもう40年ぐらい前のですよね、それつくったと思うのですけれども、専門家から見て、あの水路の設計というのは問題ないのですか。私は、下にいるとどんどん水路が狭くなって、そこからあふれるということもあるので、あの辺当時40年前にさかのぼって云々は言えないのだけれども、若干不安があるのであります。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 私も専門家ではございませんけれども、やはり当時その水路、土地改良した際に水路を伏せたわけでありまして、取り入れ口から下に行くに従いまして、その都度、都度堰がございまして、また分水されていくということもございまして、取り入れ口の断面積と下に行つての断面積というのは、どうしても下に行つて細くなるというところは、いたし方ないと

ころなのかなということも思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） わかりました。

では、次の一番最後の質問なのですが、玉村町版生涯活躍のまちの計画なのですが、今話を聞くと細かくやっているようなので、手抜きなくやってもらいたいということだけです。

以上です。終わります。

---

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。2時30分に再開します。

午後2時18分休憩

---

午後2時30分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開いたします。

---

◇議長（高橋茂樹君） 次に、12番石内國雄議員の発言を許します。

〔12番 石内國雄君登壇〕

◇12番（石内國雄君） 傍聴の皆様、ご苦労さまでございます。いつも私がやるときは傍聴の方が一名もいないときが多いものですから、きょうは特に緊張してやらせていただきたいと思います。

9月1日は防災の日で、玉村町でも9月2日に防災訓練が行われました。きょうも台風21号、強い台風が徳島県に上陸して、これから近畿地方等、非常に災害の被害があるのかということで心配しているところでございます。

昨年は、7月に九州北部豪雨というのがありまして、大災害がありました。昨年でございます。ことしは、7月に西日本豪雨、台風7号と梅雨前線、また台風8号と、こういう形のもので大きな被害がありました。九州の北部では900ミリ、近畿のほうでは600ミリ、それから中国地方に至っては500ミリ、7月の数日の間に、平均月雨量の2倍から4倍の豪雨があったわけでございます。この記録的な大雨となりまして、7月20日現在では死者が217名、それから安否不明の方も13名おられて、復旧のほうがなかなか進んでおりません。復旧を進めていたところを、7月の末にまた今回の台風という形で、被害は広がる一方というような形でございます。

そんな中、7月の西日本豪雨のことで、また7月からの猛暑と大雨に関して、気象庁の予報官、竹川さんという方がおられますが、竹川さんがこのようにお話をしておりました。30年に1度ぐらい、そのぐらいの頻度で起こるような今回の大雨等は異常気象であると。起こるはずのないことが起こったわけではありませんと。30年に1度は起こるぐらいだというようなことです。また、地球温暖化が進行して、大雨や顕著な高温が定期的にふえています。将来もふえると予想されますと。このよう

な気象庁の予報官の方のコメントが、7月の暑い夏、それから雨について説明がありました。7月の末には台風の12号というのがありまして、この台風12号は、今まで西から東へ台風が上陸していたところが、これまた東から西へと行くことで関東方面から西日本へ向かっていく、今まで見たことのないような進路の台風でありました。また、8月の末から19号、20号と、ちょうどその近くに私たちも研修で行っていましたが、台風が続けてきているという形で、ことしの日本列島は本当に災害が非常に多くなって、これはことしだけなのだろうかということに危惧しております。

変わる自然災害、防災の意識も変える時期に来ていると思います。防災減災への対応が、人の命を救うことになると思います。異常気象の影響が日本だけではなく、世界にも洪水や被害等をもたらしております。そんな中で、玉村町では本年度玉村町総合防災マップを改訂いたしまして、全戸配布しております。

そこで、その活用状況は現状どうなっているか。また、玉村町の総合防災マップを活用し地域との連携講習が必要と考えるが、その取り組みはどうか。

玉村町総合防災マップの基礎情報となります70年前のカスリーン台風、そのときの被害状況を時系列的に把握した参考資料の配布を考えてみてはどうか。

それから、災害発生と避難を考えると、町の防災のタイムラインの作成が有効と考えます。町の災害対策や町のタイムラインの作成の現状はどうなっているのでしょうか。

警報等の伝達方法はどうか。

玉村町総合防災マップには、内水被害の情報がありません。以前災害の関係で質問したときは、ゲリラ豪雨がありまして、町の至るところで冠水被害がありました。そのときにも、内水被害の状況のハザードマップ等が必要ではないかと訴えておりますが、その辺のところは今現在でもまだありません。そのように内水被害に対する防災マップの作成というのは必要だと思いますが、町の考えはどうか。

また、地域との連携等は必要で、これからいろいろな形で検討していくのだと思いますが、学校での防災、災害時の行動などについてはどのように取り組んでいるのでしょうか。

これが、一番最初の質問の玉村町総合防災マップの活用とタイムラインの作成をという中の項目でございます。

2番目につきましては、ふるさとまつりの検討の時期に来ているのではないかとということで質問をさせていただきます。町のふるさとまつりのメインは、現実祇園祭であります。また、同時に実施している玉村ふるさとまつりのイベントは、祇園祭とちょっと一体感が感じられないような状況と私は感じております。また、この時期は町の花火大会があり、また角淵の祇園祭、飯塚、藤川の「あくまっぱらい」、読み方が違うのだそうですが、悪魔祓いがあり、また五料の水神祭があります。また、箱石でも地蔵祭などがあり、この8月は町の各地域でも祭りが行われております。

こういう状況を考えたときに、ふるさとまつりを町の夏祭り全体として、各地域の祭りの情報発信

等の充実を図って広域的にアピールをするなど、今のふるさとまつりの開催時期や開催内容の検討の時期にも来ているのではないかと考えて質問させていただきます。町の考えはいかがでしょうか。

以上で第1回目の質問を終わります。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 石内國雄議員のご質問にお答えいたします。

初めに、玉村町総合防災マップの活用とタイムラインの作成についてお答えいたします。まず、玉村町総合防災マップを活用した地域との連携講習についてですが、総合防災マップは平成29年度末に完成し、5月の連休明けに全戸配布を行ったところですが、6月までに、上新田及び斎田区が総合防災マップを活用した訓練等を実施いたしました。今後も、複数の地区で防災訓練を行うとの報告を受けております。町といたしましても、積極的に総合防災マップを活用した訓練を行っていただけるよう、全ての区に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、玉村町総合防災マップの基礎情報となる70年前のカスリーン台風時の災害状況を時系列的に把握した参考資料の配布についてお答えいたします。平成29年度に、町制60周年記念事業の1つとして、生涯学習課が「災害と玉村町」という冊子を作成しております。この冊子は、古代からカスリーン台風までの玉村町の災害を網羅したものとなっております。カスリーン台風に関する記述は特に詳しく、これを活用し、玉村町の災害の記録について住民周知を図り、災害に対する意識啓発を図りたいと考えております。周知の方法につきましては、資料配布も含め、最も住民の目にとまる方法を採用したいと考えております。

次に、町の災害対策、タイムラインの作成の現状についてお答えいたします。現在の玉村町地域防災計画では、震度4及び5弱の地震で災害警戒本部、震度5強以上で災害対策本部の設置という流れになっております。また、水害の場合は、利根川、烏川ともに観測所の水位情報が関係機関から伝達されますので、これらの情報内容等を踏まえて避難判断等の基準として運用することとなっております。

タイムラインにつきましては、国土交通省が定めた策定指針により、玉村町のタイムラインを策定しております。今後、より実態に即したものに改良を加えてまいります。

警報等の伝達方法につきましては、町で運用しておりますメルたまや、大手携帯会社の端末に送られるエリアメール、町ホームページ、ラヂオななみ、区長への電子メールや電話による連絡、職員による広報車等で対応いたします。

次に、内水被害に対する防災マップの作成についてお答えいたします。まず、内水についてご説明いたします。堤防で守られた内側の土地を堤内地といい、堤内地の水を内水といいます。大雨が降り、側溝や排水路がいっぱいになりあふれ出すこと、または排水先の河川や水路の水位が高くなり過ぎて排水できなくなり、あふれ出すことを内水氾濫といいます。

さて、当町における直近に発生した内水被害につきましては、昨年10月に発生した台風21号による飯倉、下之宮における冠水がございます。近年における状況につきましては、平成22年から昨年度までの内水による冠水箇所の記録がございます。水防団等、関係組織とこの情報を共有するとともに、今後は各地区の自主防災組織に地区内で冠水が心配される場所を把握していただき、その情報をもとに内水被害についてのハザードマップを作成したいと考えております。

次の学校での防災、災害時の行動などの取り組みについて質問は、教育長よりお答えいたします。

次に、ふるさとまつりの検討についてお答えいたします。ふるさとまつりについては、上下新田地区の祇園祭を中心に、玉村町全体の祭りとして位置づけ、この行事が盛大に開催されるよう昭和62年から、町主催としてこれまで取り組んでまいりました。ことしにつきましても、上下新田の山車やみこしを中心としまして、団体、企業、県立女子大学等にご協力をいただいた御輿渡御や山車、みこし、まとい、民謡、だんべえ踊りにご協力をいただいた総ぶっこみ、商工会によるうちわ抽せん会やカフェ、その他にも玉村小学校低学年棟広場において、各種団体の協力や大学連携を生かした吹奏楽演奏、バトントワリング、チアリーディング、フラダンス等、さまざまなイベントを実施してまいりました。しかしながら、ことしのふるさとまつりでは、猛暑によりイベント参加者の熱中症などが心配されることから、ふれあいパレード、スポーツゲーム、まち歩きスタンプラリーを中止とさせていただきます。来年以降もことしのような気象状況になる可能性があり、真夏の日中に行事を開催すること自体が懸念されることも考えられます。また、特に日中のイベント等では、町全体のふるさとまつりとしては人の出が少ない等の意見も聞いております。

このような状況を踏まえまして、今後ふるさとまつりをどのようにしていくのか検討したいと考えております。他の地区でもさまざまな行事を開催している中で、祇園祭を中心とした現在のふるさとまつりを今後も実施していくのか、それともふるさとまつりの開催形態を見直し、違う形での開催とするのか、さまざまな形態が想定されますが、そういった可能性を今後検討していきたいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 学校での防災、災害時の行動などについての取り組みはどうなっているのかについての質問にお答えいたします。

学校では、災害時における危機管理マニュアルを作成し、火災や地震等を想定した避難訓練や、小学校では児童の引き渡し訓練も実施しています。災害は、いつ、どこで、どのように起こるかわかりませんので、何よりも大切なことは児童生徒の危機管理能力、つまりみずから危険を察知し、適切に判断し行動できる力を身につけさせることです。

そのため、各学校では訓練とともに学級活動や総合的な学習の時間等を中心として、自然災害等の現状、原因等を理解すること、危険を予測しみずからの安全を確保すること、また自他の生命を尊重

し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識すること等について子供たち自身が考える、いわゆる防災教育に取り組んでいるところでもあります。既に活用してある学校もございますけれども、今後玉村町総合防災マップ、これを1つの教材として子供たちの発達の段階に応じて防災教育に取り入れ、活用していくよう各学校を指導していきたいと考えております。これからも自分の身は自分で守ることができる児童生徒を育成できるよう、学校の教育活動全体を通して防災教育を推進してまいります。

以上、よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） 自席から2回目の質問をさせていただきます。

やっぱり防災、それから減災というようなことが新聞記事等でも出ております。上毛新聞でも、何日か前に出ておりました。その中で目についたのは、先ほど教育長もお話しされていましたが、防災教育、本気で考えていますかという形の見出しで、やっぱり学校教育の取り組みをとというのがありましたし、それからハザードマップ、疑似体験に関心というような記事もあって、このハザードマップをどういうふうに使っていくかというのが、非常にこれから必要になってくるのかなと。

それで、新聞記事ばかり出してあれですけども、備える心というものの持続の課題がこれから大きく取り上げられるものだよというような記事、ちょうど私がこの質問を出した後にどんどん出てきたので、いいぞ、いいぞという感じだったのですが、実はこの意識は私も持っていました、この間のNHKではなかったかな、報道のところで、三重県のある町の防災の関係のやつがあったのです。そこでは、前に氾濫があって逃げ回ったりなんかしたことを受けて、防災マップをもとにしながら各地域で細かく、私があの人を連れていくのだよとか、そこまで細かく設定して防災計画を組んでいたのです。そこのところが、今回の台風とかそういう予想されたときに、どういう行動を起こしたかという、天気予報で例えばきょう上陸しましたからという、きのうのうちに住民の方、特にすぐ動けない方、高齢の方、そういう方々をその場所の区長さんとか、私が担当しているのだということであれば、これから来るから行きましようねという形で声がけをして、実際に警報が鳴る前に全員避難が終了していた。これは、10回のうち8回空振りになっても、それは非常に有効なのだということに住民の方が話しておりました。

そこで非常に思ったのは、防災マップをつくりました。防災計画書をつくりました。それを配布しただけでは、やっぱり行政は成り立たないのかなと思うのです。それをどういうふうに関後防災計画、タイムラインもそうですが、そのタイムラインについて町ではつくっておられるのですけれども、周知はどうなっていますか。例えばタイムラインは、こういう時間でどういう、タイムラインの内容はどういう内容ですか。今現在の、結構個人的にはいろんな情報が、利根川の水位とかそういうのも集められるようになってはいますけれども、そういうものをぜひ使ってくださいと、この間の防災訓練のときにもそういうようなものもありましたし、117のプレートもありましたし、そういうも

のもありました。そういう面では、だんだん、だんだんいくのかなと思うのですが、いかんせんほとんどの町民の方には伝わっていないのではないかとということなのです。各地域の中心の方にもそうでしょうけれども、そういう人たちとのコンセンサスをいかに細かく組んで危機に備えるか、それが町の行政のほうの大きな役割だと思います。その辺については、今後具体的にどのようにしていく計画がありますでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） タイムラインの周知、また総合防災マップの活用方法、その他ということのご質問だと思います。

まずタイムラインにつきましては、これは国土交通省のほうで策定の指針ということでつくってありまして、それに基づきまして玉村町でもタイムラインのほう、烏川水系分と利根川の一応水害に関して、台風等の水害の部分についてのタイムラインのほうを指針に基づいて一旦今現在つくっております。ただ、こちらにつきましては申しわけないですが、周知のほうはまだしておりません。策定指針のとおり一旦策定はしてみたのですが、すごく細かくて、実際これを皆さんに周知、お示ししたときに、なかなか何がどう書いてあるかというのが、若干わかりづらい専門的な用語が書いてあったりですとか、あとはタイムラインなので、どうしても時系列ごとのことがメインになっているのですが、例えば利根川でしたら、どこの水位になったときにこういう行動をしますというような、そういうことがちょっと抜けておりますので、実態に即したものにどんどん改良を重ねていきまして、まず玉村町役場としてのタイムラインの策定をさらに改良してつくっていきたいと思っております。

それをもとに、地域のほうで自主防災組織が全てでき上がりましたので、各区長さんが自主防災のリーダーとなっている場合が多いものですから、区長さんもしくは自主防災のタイムラインというようなものも町のタイムラインとうまくリンクをさせて、町でこういう行動を起こして、こういう連絡が行ったら自主防災組織のほうはこういう行動起こしてくださいというような、そういったタイムラインのほうを今後策定し、また地域のほうにおろしていきなというふうにご検討しております。

また、タイムラインは行政であるとか自主防災だけのものではなくて、家庭におけるマイタイムライン策定というのが非常に有効だということで、近くでありますと下館の河川事務所のほうでそういったものをマニュアル化し、またそういうものをインターネットで配布して、各住民の方が自由にダウンロードしてつくれるというような、そういったものもあります。それを利用した防災教育というものもそちらの地域ではやっているようですので、そういったものをちょっと参考にさせていただきながら、玉村町の住民の方にも積極的にマイタイムライン、家庭における行動計画というものをつくっていただきたいなというふうには今現在考えております。そちらの質問については、そのようなお答えになろうかと思っております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） マイタイムラインについては、これから言おうかなと思ったところなのですが、実はマイタイムライン、先ほどの学校教育の中でも、家庭のだけではなくて私のマイタイムラインというので、学校教育で取り入れたところがあります。子供が学校の教育でやったものをうちへ持って帰ってきて、うちはどうなっているのという形で家族の方のタイムラインをつくったという形で、防災意識が非常に高まっているというところもあると思います。

このタイムラインが、先ほどマイタイムラインとか、いろんな見直しをしてこれからやっていくのだということで、ぜひお願いしたいのですが、要は利根川なら利根川の水位がどこまで来た場合に、町はどういう行動をするのだということと、その行動したときに、その報道したときに住民の方は、こういう心の準備、ものの準備、行動の準備をしていただいて、次の段階にはこの状況に動いてくださいというのがタイムラインの骨子なのだと思います。今のところは、どちらかという町行政のほうで、いつ防災体制をとるとか、本部を立てるとか、それからその情報をどう流すのかというような形になっていて、それを受けた町民の方がまず理解ができて、それによって行動を起こすということが、人の命が守られるのだと思います。

今回の災害が起きていました広島県、真備町、ちょっと不正確なのですが、そのところは大きな災害が起きました。でも、ハザードマップはちゃんとそのとおりだったという話も聞いております。ハザードマップは、災害を予想していたということでございます。あとは、その予想に対してどういうふうに、いつ行動するかによって、その被害から人命が救われるのかという話なのだろうと思います。細かくついたり何かするのは、やはり行政の責任かなと思います。町民の方がわかりやすいように、例えば水位がここまで来た、さあ大変だ、用意しろとか、そういうような言葉を使ったり、いろんな形でインパクトのある、具体的な行動を喚起するタイムラインをぜひつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） たまたま8月30日の日に、高崎河川国道事務所のほうで洪水ハザードマップの周知の徹底についてという説明会が行われました。

石内議員のおっしゃられるとおり、ハザードマップは7月の豪雨の洪水想定区域とほぼほぼ合っていたということが証明されているということもありまして、やはりそれを住民の方がきちんと認識していれば被害がもっと少なくて済んだのかなと。逆に、それに備えて準備をしていた地区はほとんど被害のほうになかったというような、そういうことが実証されているということです。ご提案いただきましたタイムラインを住民の方がわかりやすく、なおかつ今までの行政言葉のようなものでは

なくて、もう少しインパクトのあるわかりやすい言葉を使ったもので作成をし、お示しをしていきたいなと思います。

また、その住民の行動をもとに、今度は我が家はどのようなふうに行動していったらいいのかというのは、それぞれのご家庭のほうでまた考えていただくという、そういった仕組みのほうを整えていきたいなということで考えております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） ぜひ細かいタイムラインをつくっていただいて、またそれをもとに学校のほうでも教育の教材に使っていただければありがたいなと思います。

この総合防災マップ、結構皆さんちらちらと見てご意見もいただくのですが、いいねという人もたまにいるのです。わからないという人が結構いて、そのわからないという原因は、例えばカスリーン台風という、前にもちょっと課長さんにはお話ししたのですが、区長会の際にこの説明があったのだけれども、70年前のカスリーン台風はどんな状況だったという被害状況とか、そういう情報をこれと並行して出してもらえば、こんなときにはこんな感じだったのだとかいうのがわかって、最大になるとこんなになるのだというのが、また改めてこれはすごいことだねとか、これは大変なことだねという認識が変わるのだと思うのです。

そういう意味で、一番最初のほうの質問のところ、この総合防災マップの活用というのは、区とかそういう地域の防災の方が今度やるのですよという話ではなくて、当然それを受けるのは当たり前なことなのですが、町としてせっかく防災マップ、こんないいものをつくって、これを全戸配布したわけですから。これのアピールをどのようにして皆さんに周知してもらって、使い勝手がいいよねとかという評判をもらうような努力をぜひしていただきたいのです。

その中で、前の誰かの質問もありまして、私もありましたけれども、そういえば内水災害と洪水の認識が結構わからないのです。先ほど町長に説明していただいて、堤防が決壊してというのが洪水で、堤防が決壊しないけれども、中で大きく雨が降ってたまったら冠水したりとかいうのが内水災害で、それについてもこれから検討して、そのハザードマップをつくっていききたいというような方向でという話がありましたので、それはすごいことだなと、そういうふうぜひしていただきたいなと思うのですが、そのときに、あわせて玉村町で、総合防災マップという中についてなのですが、揺れやすさがこんなに小さくなってしまって、確か揺れやすさマップというのが以前配布されまして、こういう大きなものが配布されています。なぜこれここに取り入れなかったのかというのがちょっと疑問なのです。内水も入っていないというのがあって、そういうのもまた刷新する場合には、ぜひ取り入れていただきたいなと思います。地震のほうは、揺れ方についてはやっぱり東北の大震災があって意識していますし、それから南海トラフの関係でも、今度は自分たちがもっと身近になるのだという

ような時期に来ておりますので、この揺れマップについても必要だと思います。

また、洪水までにはいなくても、今大雨、ゲリラ豪雨、それからずっと停滞して雨が降り続ける、そういうような気象状況が続いております。それがちょっと玉村町の上、玉村町より北とか、そういうところで起こると、玉村町も同じような災害がすぐ起きると、冠水災害は、内水の災害は起きるといような形がありますので、ぜひ内水のハザードマップについては早急な取り組みをお願いしたいと思います。ぜひ取り組んでいただいて、町民の方の防災意識の向上と、きめ細やかな手を打って人命を救っていくような形でぜひよろしくをお願いしたいと思います。そのようなことで、町長いかがでございましょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 町の防災に関しては、副町長が指揮をやっておりますので、副町長からお答えいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） 今石内議員のおっしゃるとおりでございまして、まず整理いたしますと、玉村町の場合の災害、地震を除きますと、土砂災害というのはほとんど考えられません。

そうした場合に、洪水被害といいますと利根川、烏川の堤防が切れてという、これは専門用語的には河川の用語では外水と言っておりますが、これが一般的な洪水被害でございまして。これにつきましては、情報伝達機能が結構よくなっておりまして、利根川でいいますと福島橋の上の上福島の水位観測が一番あれなのですけれども、上流に行きますと前橋市にもございまして、渋川市にもございまして。そういうところにつきましては、常に環境安全課のほうで水位を見ながら、できればメールで流したいのですけれども、まだそこまで到達していないので、実はカスリーン台風の時調べますと、8.88で水位の記録が切れています。それは、もうそこで観測ができなくなって破堤したということなのでございまして、今の破堤の8.88というのが、福島橋の上流に水位観測所がございまして、堤防がございまして。その下に利根川のサイクリングロードがあるのですが、それよりちょっと上がったぐらいのところが多分8.88だと思います。それで、ご存じのように福島橋の上下流と南玉で切れて、その水が下流の芝根、川井のほうに行ったというような状況だと思います。

私が何が言いたいかといいますと、1つはそういう被害で、切れたところは鬼怒川の洪水を見たように、建物がどんどん流されていくという場所もあれば、逆に言うと、多分というような言い方は申しわけなのですけれども、下流のほうは押し流す力はないけれども、水がどんどんたまっていってしまつて2階まで行ってしまつと。被害の状況も違いますし、そういうことを踏まえまして、まずは町とすれば外水、利根川についてはどれぐらいになったら避難してもらおうかと、それは常に監視しております。福島の水位観測所だとか、そういうことをやっています。それをできるだけ早く周知で

きればと。ただ、またむやみに上流で雨も降っていない、渋川市も前橋市の水位観測所も上がっていないというときに避難してもらうのもいかなものかなというので、常に最悪の想定をしておりますけれども、そういう対応を今やっているのですけれども、その情報開示までまだいっていないというのが今の段階でございますので、先ほど高柳課長が申しあげましたように、できるだけタイムラインでわかりやすい形、利根川や烏川の水位が上がったときには、あるいは吾妻郡で大雨が降っていて予想されるときだとか、あるいは神流川で降っているときだとか、そういうときにはこういうふうにしましょうというので、難しいのが、玉村町小さい町ですけれども、各地区、各地区事情が違うので、タイムラインの設定というのは大変難しく、どういうふうにどっちへ動いてもらおうかとかというのは、それはちょっと検討しなくてはいけないという難しさがあります。場所、場所によって、堤防の端のところと、それから下流でたまるところと、意外と高台のところと、そういう玉村町の状況がございます。

また、内水につきましては、やはり先ほど町長が申しあげましたように、これは地区の方のほう結構わかっている情報だと思います。というのは、ちょっと雷が来てあそこが少したまってしまったとか、そういう状況の情報のほうが、区長さんなり地元の方が、すぐあそこはあふれてしまうよといって、すぐ引いてしまったりするので、その内水についてはあふれやすい場所だとか、そういうことがございますので、そういうのを踏まえながら、できるだけどういうふうに情報開示、情報の共有をしていくか、タイムラインも含めて検討していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 12番石内國雄議員。

〔12番 石内國雄君発言〕

◇12番（石内國雄君） ぜひよろしくお願いいたしますのですが、今情報がアプリとか、そういうのがありまして、町で把握する情報は、意識のある方は同時期ぐらいに取得できます。ということは、各人の判断を向上するのが非常に大事なのだらうなと思います。各人の判断をする基礎となるタイムラインとか情報、行動すべきものとかというのは、どれだけ行政のほうで手助けしてあげておくかというのが大事なのだと思います。

また、冒頭お話をさせていただいたように、異常気象というのが今度通常気象になってくる可能性もあります。そうすると、多く雨が降ったり、そういうものというのは季節によって日常茶飯事になるのだという意識を持った上で、いろんな行政の責任を果たしていくべきなのではないかなと思っております。そういう観点からいきますと、今副町長ご説明いただいたのですが、それは前からみんなわかっていることで、それはそれで一步も進まないではないかというような感覚を私は受けてしまったのですが、そうではないのだと思いますが、しっかりと細かく精査して、情報提供1から100までを住民の方に伝えるということではないけれども、住民の方が、または地域の防災の方が、うちはこの情報が来たらここでこう動こうというようなものになるものをしっかりとつくってあげられればいいのではないかなと思っていますので、全体的な今後のことを、災害に対する町としての体制をしつ

かり組んでいただいて、本当に玉村町に内水が起きたとしても、または洪水が起きたとしても、人命は失われなかったのだ、また被害は最小限度になったのだというような、誇れるような防災対策をぜひつくっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。そういうふうにしていただけたらと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、ふるさとまつりの件なのですが、先ほど町長のご回答の中で今現在の、一時上下新田の祇園祭がちょっと停滞したときがあったのが、前から比べるとまた盛り上がって、今非常に盛り上がってきているのではないかなと、祇園祭自体。だから、もうひとり立ちしてもいいのではないかなというくらいな感覚で、角淵はとっくにひとり立ちさせられているかと、こんな感じで話をさせてもらったのですが、本当に祇園祭だけで十分祭りとしてもなっていますし、また道路を全部使っていくのは、やっぱり祇園祭で全部使っていますので、その道路関係とか、そういうのをすれば祇園祭は廃れることはないのだろうと私は思っております。

町の観光とか、そういう形でいろんな打ち出しをいくときに、花火大会がありますよ、ふるさとまつりがありますよ、水神祭がありますよ、角淵にもありますよねと、悪魔祓いもありますよねと、いろいろ宣伝していただいているのですけれども、何か町からの肩入れというのではふるさとまつりという名前が打たれていて、上下新田の祇園祭にうんと傾注してしまっているような形で、私角淵ですけれども、角淵のほうからすると、もうちょっと角淵にもという、こういうような感じもあるのです。ぜひ角淵の祇園祭、それから五料の水神祭、悪魔祓い、そういうようなものをもっとアピールしていただいて、玉村町の夏祭りというような形のものを取り上げて、観光だとかいろんな文化の向上とかというのも図っていくような玉村町のふるさとまつり月間とか、そういうような形で取り組むのもいいのではないかなという形で今回提案をさせていただいたところ、夏の日中の暑さとか、そういうような要素もある中で、いろんな面で可能性を含めて検討していきたいということですので、ぜひ検討していただいて、また町民の方が大いに参加できるふるさとの祭りというものにしていただければなと思ひまして、質問を終わらせていただきます。

---

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。3時30分に再開します。

午後3時17分休憩

---

午後3時30分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開いたします。

---

◇議長（高橋茂樹君） 次に、11番宇津木治宣議員の発言を許します。

〔11番 宇津木治宣君登壇〕

◇11番（宇津木治宣君） 11番宇津木治宣です。通告に従い質問をさせていただきます。

今台風が来ているところですが、私は昭和22年5月生まれなので、その年の9月にカスリーン台風が来た。だから、私は全く記憶はないのですけれども、どんな大騒ぎだったのかなというふうに、古い家でしたから多分がたがた揺れたのかなという感じがしています。いずれにしても、こういった台風の被害がないことを望みつつ質問を続けたいと思います。

まず最初に、総合戦略を国が策定しているわけですが、これに基づく形で、玉村町版生涯活躍のまち構想の進捗状況についてお尋ねいたします。町は、平成29年8月、国が進めたまち・ひと・しごと創生総合戦略に従い、玉村町版生涯活躍のまち構想を約1,400万円の予算をつけて策定したわけであります。決算書によれば、コンセプトとして実現を図る1、町全域、全世帯を対象とした「生涯活躍のまち」の実現を目指す。2、ふれあいの居場所を核とした、多世代が共生するまちを目指す。3、大学と連携・協働するまちを目指す。4、子どもから高齢者、すべての人が自分らしく生きがいを持ち、健康で住み続けられるまちを目指す。まさに町民全部が生涯活躍できるまちは、本当に理想の問題だと思います。ただ、今までこの策定に当たって、さまざまな紆余曲折を経てきました。この計画策定に当たり、私は議会においてさまざまな疑問点を指摘してきたところであります。

そこで、生涯活躍のまち構想の進捗状況について、まずお尋ねいたします。

続いて、幼稚園・保育所再編整備計画についてお尋ねいたします。本町は少子化傾向のため、子供の数は年々減少しています。しかし、女性の社会進出や経済的な理由などから共働きが増加し、3歳未満児の増加傾向は顕著であります。町は、民間運営の小規模事業所の誘致を図ったが、応募者がないので断念しました。そこで、小規模保育事業所の代替として90人規模の保育所を誘致するという方針を打ち出しています。また、老朽化し建てかえを迫られている第5保育所は、公設では補助金がないからと閉所し、南幼稚園を閉園したところに民間保育所を誘致する計画だそうであります。国は、公立保育所の運営費を平成16年度から、整備費は平成18年度から補助金制度を廃止し、保育環境の充実を民間任せにする政策であります。保育所、児童館などの町の責任で守ってきた、まさに子育てするなら玉村町の旗が、国の政策によって揺らいでいる状態であります。補助金頼りだけでいいのか問いたいと思います。

また、第5保育所存続の方策はないのか。そして、新しく90人規模の保育所を誘致するにしてもどこに設置するのか、地域のバランスが崩れてしまうのではないかと懸念するところであります。

3つ目に、就学援助金の支給についてであります。経済的な理由で義務教育を受けさせることが困難な家庭の子供に対し、保護者に学用品や給食費などの援助を行っています。

まず最初に、どのような対象者の基準を設けているのかお尋ねいたします。

2つ目に、認定方法について、民生委員の同意というか、調査が必要だということですが、これは再検討したほうがいいのではないかと考えています。また、隣の市の伊勢崎市の就学援助金の支給項目を見ますと、伊勢崎市にあって玉村町にない3点が見受けられます。以後、具体的に聞きますけれども、この点についてお尋ねいたします。

また、支給金額の基準についてですけれども、他市町の場合は生活保護基準の何点何倍とか、そういう明確な基準を持ってやっているわけですが、その辺の基準はどのような形になっているのかお尋ねいたします。

また、就学援助金、入学前の支給と。当然子供が入学するにはそれなりの準備が必要ですが、学校に入ってから就学援助金をもらったのでは、入学準備が間に合わないのではないかと、そういうことで全国的に入学前支給が始まっています。当町でも取り入れる気はないか、お尋ねいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 宇津木治宣議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、玉村町版生涯活躍のまち事業計画の進捗状況についてお答えいたします。月田議員に答弁させていただきましたが、進捗状況といたしましては、来年度高崎健康福祉大学に開講されます農学部との連携を進めるため、7月2日に大学の教授と打ち合わせをさせていただきました。具体的には未定ですが、さまざまな連携が進められるよう適時打ち合わせ等を行っていきたくと考えております。

次に、ボランティア活動への参加促進といたしましては、地域通貨・ボランティアポイント等検討委員会を6月18日に設置し、会議及び視察を行い、玉村町に適した形態の検討を行っているところであります。

次に、町内24カ所のふれあいの居場所におきましては、それぞれの居場所が特色を持った住民主体の活動を展開しており、地区の子ども会と連携したり、幼児やその保護者を対象としたイベントを開催し、多世代交流の機会を設けているところもあります。今後もふれあいの居場所だけに限らず、このような取り組みが数多く展開され、多世代が触れ合い、支え合う地域づくりが普及するよう啓発を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域活動等条件付き家賃補助制度の対象として、群馬県立女子大学の1年生20名が6月からさまざまな活動に参加していただいております。たまむら花火大会翌日の清掃や、岩倉自然公園水辺の森におけるこどもの森まつりでのボランティア、また町民の日記念事業などにも参加していただいております。この奨励金をきっかけに、大学生と地域との交流がさまざまな場所で行われ、地域の活性化に結びつけられればと考えております。

さらに、地域住民との交流や障害者の活躍を推進するため、交流拠点においてピザなどを提供するための整備につきましても、NPO法人と調整を行っているところでございます。なお、東京における玉村町への移住説明会につきましても、今年度中の開催に向け事務を進めているところであります。

今まで説明させていただきました事業以外にも、企業の社会貢献活動を通じた交流促進、高齢者に

対する移動支援、東京圏情報発信事業、若者の結婚と定住を促す交流会の開催など、既に取り組んでいる事業もございます。なお、今年度の後半には、生涯活躍のまち推進協議会を開催し、計画の進捗状況などを報告してまいりたいと考えております。

議員のご指摘のとおり、玉村町版生涯活躍のまち構想につきましては、1、町全域、全世代を対象とした「生涯活躍のまち」の実現を目指す。2、ふれあいの居場所を核とした、多世代が共生するまちを目指す。3、大学と連携・協働するまちを目指す。4、子どもから高齢者、すべての人が自分らしく生きがいを持ち、健康で住み続けられるまちを目指すの4点を基本コンセプトとし、今後の少子高齢社会を見据え、町民が安心して暮らせるまちづくりの実現を図ってまいります。

次に、幼稚園・保育所再編整備計画についてお答えいたします。現在保育行政につきましては、緊急を要する課題として待機児童の解消及び第5保育所の老朽化対策と、2点大きな課題がございます。待機児童の解消に当たっては、今年度にしきの保育園及びマーガレット幼稚園の増改築が予定されており、来年度の定員増加へ向けて民間の力をかりながら、保育環境の充実を進めているところでございます。

そして、第5保育所の老朽化の対策については、宇津木議員のご質問のとおり公立保育所の整備に対する国の補助制度が廃止されている状況の中で、公立保育所として建てかえた場合、整備費として建設費用のほとんどが町負担となります。仮に民間において保育所を建設する際には、待機児童が見込まれる場合は4分の1を事業所負担として、国から3分の2の補助金があり、残り12分の1が町からの補助金という仕組みでございます。建設後の保育所の運営費については、公立の場合一部交付税措置があり、残りは全額町負担となります。一方、民間の場合は利用者の負担分を除いて国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を負担する仕組みでございます。

民間の誘致につきましては、経費的な面の違いだけでなく、保育サービスの利用時間にも違いがあります。保育所の土日の利用時間については、公立では土曜日の13時までですが、民間では土曜日は朝から夕方まで利用でき、日曜日についても朝から夕方まで利用できる場所もありますので、民間任せではなく民間運営のよさを生かしながら、官と民の協力のもとでよりよい保育環境の整備を進めていきたいと考えております。

小規模保育事業所の誘致の見直し案として、新たな民間保育所の誘致につきましては、公募の時期及び要綱を定める際には、保育所の地域バランス、土地購入費の一部助成等について検討し、計画の推進に努めてまいりたいと考えております。また、南幼稚園跡地の民間保育所の誘致につきましても、公募内容及び今後の進捗状況について議員の皆様へ報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次の就学援助金の支給についてのご質問は、教育長からお答えいたします。よろしく申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 宇津木議員ご質問の就学援助金の支給についてお答えいたします。

ご承知のとおり教育委員会では、就学援助事業として経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、経済的援助を行っております。この事業は、玉村町就学援助費支給要綱に基づいて行っておりますが、今年度この要綱の見直しを行いました。7月の教育委員会定例会で審議し、8月1日から適用とさせていただきます。改正の内容に基づいて、宇津木議員の5つのご質問にお答えいたします。

まず、1つ目のご質問の対象者の基準策定についてですが、これまで就学援助の申請があった場合には、地区の民生委員に家庭の状況を聞き取っていただくとともに、学校にも調査を依頼し、その結果に基づいて教育委員会定例会で審議して、認定の可否を決定してまいりました。今回の改正で、要綱に定めてある支給対象者に加え、収入の基準を設けました。また、審査の際はこれまで同様、収入だけでなく両親との同居や住居の状況、財産の所有状況等の生活状況も調査した上で、認定の可否を決定することといたしました。

2つ目のご質問の民生委員の証明の検討についてですが、これまでは民生委員が担当地区の全ての申請者にかかわり調書を作成するなど、大変なご苦勞をおかけしておりました。民生委員からも、就学援助にかかわる手続や調査が負担であるという意見もいただいていたところです。今回明確な基準を定めたことにより、調査を要すると教育委員会で判断した場合にのみ協力をいただくことといたしました。近隣市町村においても、民生委員は必要最小限のかかわりであるというところがほとんどでございました。

3つ目のご質問の伊勢崎市に比べて支給項目が少ないということについてですが、支給項目は各市町村で定めることができます。玉村町で補助しているのは、学用品費、校外活動費、校外泊活動費、修学旅行を除く泊を伴う校外学習です。新入学用品費、修学旅行費、給食費、災害共済掛金で、学校生活を送る上で必要な費用であります。伊勢崎市では、PTA会費やクラブ活動費も補助しています。宇津木議員おっしゃるとおり、玉村町の支給項目は伊勢崎市よりは少ないですが、他の近隣の市町村と同じ項目の支出であります。それぞれの市町村の財政状況もあり、玉村町では現在のところPTA会費やクラブ活動費の支給までは考えておりません。

4つ目のご質問の支給額の基準につきましては、玉村町では国が示す要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱に従って定めております。就学援助費事業は町単独の事業ですので、町が支給額を決めるわけですが、他市町村と同様に国が示している基準額で支給しております。

5つ目のご質問の就学援助金の入学前支給についてですが、新小学校1年生、新中学校1年生につきまして、入学前に新入学用品費を支給できるよう要綱を改正いたしました。新小学校1年生の保護者には、就学時健診の通知とともに入学前支給の案内も行います。新中学校1年生の保護者で現在認定されている方には、就学援助費の支給通知に入学前支給の案内通知を同封する予定です。また、今

後広報にも入学準備金、新入学用品費について掲載し、周知したいと考えています。

なお、準備金は入学前の2月に保護者に支給する予定で事務を進めているところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 続いて、自席から質問を続けさせていただきます。

玉村町版生涯活躍のまち構想については、3年ぐらい前からこの話が持ち上がっていて、とりわけ角田町長はこの分野に詳しいようで、選挙公約等、議会でもこの推進を図っていました。

それで、これは平成28年の議会だよりなのですけれども、6月議会で私が一般質問をしているのです。生涯活躍のまち構想（玉村版CCRC生涯活躍のまち構想）の策定状況はということで質問をしています。これは議会だよりを今持ってきたのですけれども、それで当初玉村町版生涯活躍のまち構想は、ここに注釈が書かれているのですけれども、これは議会だよりの関係者がつくったあれですけれども、「玉村町版生涯活躍のまちとは」ファミリー層からシニア層までの幅広い年齢層に対応する玉村町独自のCCRC構想。健康時から介護時まで継続的にケアを提供する共同体を「CCRC」といい、国は日本版CCRCを「生涯活躍のまち」と名付けて地方創生の柱としている」と。要するに国のこうした戦略にのっとり、生涯活躍のまち構想の策定状況は進んでいたのです。議会でもそう答弁しているし、その後の議会でも、町長はそういうことで答弁をしてきたのだと思うのですけれども、そのとき私は、東京圏の尻ぬぐいをするような形でお年寄りを預かるというのは、それはうまくないよというようなことで、さまざまな疑問を私は提示し続けてきました。第一来る人がいるのかということだったので、当時はその程度の認識だったのですが、昨年の当初予算のときは、2017年3月、生涯活躍のまちということで予算提案をしてきているのです。その中では、平成28年度はたたき台となる構想を策定し、29年度は玉村町独自の生涯活躍のまち事業計画を策定すると。具体的には、町内及び周辺地区の企業の求人ニーズ、東京層の若者、シニア層の転職、移住支援に関するニーズ調査等を実施。役場内の研究チームを有識者から成る組織を立ち上げて進めると、これは予算の提案理由の部分が、これも議会だよりに載っているのですけれども、こうしたように総合戦略の玉村町版生涯活躍のまち構想の基本的な構想が、少しずつ、少しずつ変わっているのです。

その変わったことについての明確な説明というのは何となくなくて、あんなこと言ったっけなみたいなレベルでとられていて、今は年寄りばかりではなくて若い世代も含めて移住を進めていく、将来の総合戦略というのは、5つのコンセプトに従ってやっていくということで非常に変わってきたのですけれども、その辺の明確な、要するに変わっていくという意思表示がないまま来ているのではないかと私は思うのですけれども、町長、その辺の見解はいかがでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） お答えいたします。

ただいまのご指摘でございますけれども、私もこの4月にこちらにまいりまして、以前の議会だよりを読まずこちらに臨んでおりまして、大変勉強不足を痛感しているところでございます。この生涯活躍のまちは、平成29年度の8月にまず基本構想を策定いたしまして、8月29日だったと思うのですけれども、全協でご説明をさせていただいたところだと思います。その基本構想の中には、高齢者層のみにかかわらず、高崎市、前橋市、伊勢崎市等の若者のファミリー層が現在も転入をしているわけであるので、そういった方々の転入を促進していくということで構想ができておりますので、そのときには高齢者ではなく、多面的な世代の転入を促していく計画であるということでご説明をいたしましたものと思われま。

また、当時策定に当たりました前任者にもちょっと聞いたところによりますと、28年度当時も国や、あるいはアメリカが、実際にあるそういう共同体、あれは高齢者に限定しているようですが、玉村町についてはシニアもそうですけれども、ファミリー層、若者についても転入を考えていくのだということで、もともと28年度からそういうふうな考え方に基づいて進めていたというふうには伺っております。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） ですから、私どもが長年にわたって指摘してきたCCRC構想というのは、玉村町には似合わないのではないかとということで、議会でも何遍も質問してきているわけですが、この29年8月に出した生涯活躍のまち構想、この2ページ目に地方移住の促進の施策としての生涯のまち構想と。国は地方移住を推進しており、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも、下記のとおり主な施策として生涯活躍のまち（日本版CCRC）構想に取り組む方針であると。要するにこの日本版CCRC構想を調べると、いわゆる東京圏の高齢化とか、そういうものを地方に向けて移住を図っていこうというのがメインなのです。このことを工夫というか、ある程度しないで、国の言うことの構想の中に組み込まれてしまうと、いわゆる玉村町版と言えないのではないかと懸念をするのだけれども、それは改めてそうではないということで、新しい玉村町のコンセプトに取り組むのだということで確認をしておきたいと思うのです。

これは決算書です。今回の成果説明書です。これには、東京のお年寄りとか、そういうのはほとんど余り念頭にないようなのでということで、これをお互いの共通の認識として改めて確認したいと思うのです。いかがでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 私も時系列的なものと正確な名称がちょっと浮かんでこなかったものですが、担当課長に答弁をお願いしたのですけれども、宇津木議員がおっしゃるように、当初平成28年

に私が就任したときにお答えした玉村町版ＣＣＲＣ構想というのは、国が推進していました東京圏への人口集中を地方に東京圏から呼び込むということで、それについてお答えしました。その当時、宇津木議員の質問だったと思うのですけれども、健康なお年寄りに入っただいて、そして町の活性化を地域の方々と一緒にしていくのだというようなお話をしたように覚えているのですけれども、いわゆる地域活性、人口増加というような点から、アメリカで言われておりましたようなＣＣＲＣ構想というのを、その当時目指したというのは事実であります。

玉村町の地方創生に関しましては、私が就任する以前に、あるコンサルを通して既にやっていました。その中で、どういうものを目指すかということで委員会も立ち上げられまして、そこである程度構想は出ていたわけであります。そして、その中ではＣＣＲＣという名前が出ていたかどうか、私よく今覚えていないのですけれども、当時のいろんな自治体に関しましても、東京の人口を町に呼び戻すというようなことで、ＣＣＲＣというのは注目されていたのは事実であります。

そのときに、ちょっと日にちはたしかではありませんけれども、これの進んでいる金沢市のＣＣＲＣを担当課の課長と係とで見学に行きました。金沢市にあるＣＣＲＣに関しましては、非常に立派な場所といたしますか、規模と、そして内容であるというふうに感心しましたけれども、そこで特に注目するのは、障害者を中心とした１つの共同体というような形で取り組んでいるということは感心しましたけれども、いわゆるそこにかかる費用と、それから実際に移住してきてやっていただける人数を考えますと、そのような形で玉村町がやるのは、とても無理ではないかというようなのが私の印象だったわけであります。

その後、担当課あるいは玉村町の委員会で検討していただきまして、現在のような特にＣＣＲＣにこだわらず、玉村町版の地方創生というような形で今の考えに移っていったというふうに考えております。それを議会の皆様に順序立ててご説明がなかったのではないかなというようなことを言われますと、ちょっと私も定かではありませんけれども、いわゆる今の方向というような面では、私自身は方向として間違っていないのではないかなというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 結局玉村町版生涯活躍のまち事業計画を策定したわけですが、玉村町版生涯活躍のまち事業計画策定業務委託、（株）日本総合研究所というところに委託して、委託料が1,297万4,040円かかっていると。これはプロですから、そういう上手な構想という企画を立てるのですけれども、私はそこに若干の不安を感じるのです。上手な資料をつくって、コンピューターでやりますからいい計画はできるのですけれども、私たちの町の現状を踏まえて、うちの町はこういうことでやっていこうとかという頭を使ったという感じがしないので、計画をつくったので、やれやれということになっているのではないかなという懸念があるので、進捗状況を今回改めてお聞きしたわけです。

その辺で、そういうことはないのだと、今着々といろいろな提案が、進捗状況が出ましたけれども、これを1, 200万円委託料を払って計画をつくって、その計画を大事にしまっておくのでは生きないわけですから、その辺の推進の確保について改めてお伺いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） 今回の計画の策定料は、非常に高額ということが確かにございます。もちろんこの費用を有効に活用して、この計画をつくってよかったというふうに思われるように、これから努力をしていきたいと思えます。

37事業ございます。これを全て実施するのを直ちに行うというのは確かに難しいことだとは思っておりますけれども、住民の方が必要だと思う、そういった事業をできるだけ優先的に進めていければいいのではないかとこのように思っております。非常に多岐にわたる部分ございますので、正直言って困難さも確かに伴うものだとは思っておりますけれども、ご指摘のように無駄にならないように、絵に描いた餅にならないように頑張っていきたいというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） これは、玉村町に限ったことでなくて全国的な傾向で、たしかこれは補助金が出たのです。だから、計画をつくると、さあ、つくろう、お金がもらえると、こういうことで、これは熱心にできるので、それでプロのコンサルに頼むと全国的に非常に立派な、なるほどなと思うような文書になるのですけれども、そこに私は自前の考えとか、そういうものが入らないと、その後の実行の熱意もないのだと、そういうことで指摘をして警鐘して、我々もその辺について、そういうのではだめだということで認識を新たに、この37事業、その他の事業を推進すると、これは町を挙げて取り組むということで、まさに言葉で言う生涯活躍のまち、一緒につくっていこうではありませんか。そう申し上げて、この質問は終わりにいたします。

次に、保育行政についてですけれども、1週間ぐらい前の上毛新聞ですけれども、ここに来年度から幼保無償化という記事、これ読みますと、来年の10月の消費税増税に合わせて、幼児教育・保育の無償化が始まると。認可保育所や認定こども園などの利用料は3から5歳児は全て無料になるほか、認可外保育所でも一定の補助が受けられる制度が柱だと。子供の教育費が家計の負担になる中、県内でも対象になる保護者は無償化を歓迎していると。こういうことで、一般的なお母さんの話を聞きますと、これは働かなくては大変だなという流れになってくるのではないかと関係者は推測しています。と同時に、今要するに働く人が減っている高齢化社会、だから働ける人がみんな働けるような状況に社会をつくっていくことが、今後の社会の活性化に即結びつくということで、保育料の援助というものは、これは意義があるものだと思います。

ところが、やっぱりこれでやったのだけれども、受け皿がないのだよということになっては非常に

困るわけで、小規模事業保育所も応募者がなかったと。それで、民間保育所なんかにも聞いてみますと、保育士の確保が非常に大変になっていると、そういう背景があるのです。ですから、油断をしていると、無償化になりました、受け皿がありません。何やっているのだということになる可能性、危険性があるということで、その辺についてどう認識されているのかお伺いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 確かに新聞に掲載されているとおり、来年10月から無償化になります。そこで懸念されているのが、無償化になったことによって新たなニーズの掘り起こしというのですか、ただで預かっていたのであれば働かなくては損だということで、そのニーズがどれだけ拡大されるかということが懸念されているわけです。

町のほうで新たな保育所を整備しようと考えておりますけれども、働き手については現在のところ募集しても、公立でもなかなか集まらないということで、臨時職員ですけれども、今派遣の職員をやむを得ず何名か入れているという状況です。

それで、民間の保育所につきましては、町長が申し上げたとおり建設費についても運営費についても補助があって、公立よりかなりの有利な点があると、そのほかサービスについても、かなりいい点があるということがあります。

もう一点大切なところは、保育士の確保のために、処遇改善を民間の保育所は行えるということですので。副主任クラスであれば月4万円、職務分野別リーダーであれば、もうちょっと少なくなるのですけれども、そういった経費を国、県、町で負担をして今支援しているという状況です。ですので、公立よりも民間のほうが、保育士の人件費については国から支援されておりますので、そういった面も含めてこれからは、町の財政状況も鑑みますと、民間で運営をして、そこで人材を確保していただくということが望ましいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） それで、私は国が民営化をやたら進めるものですから、調べてみました。要するに本当に国は、お金を出さないのかというふうに言っているのかというと、案外そうでもないのです。参議院の国会での答弁で、我が党の吉良よし子議員が、保護者のニーズを満たすためにも、市町村が公立保育所の役割を果たすことをしなければならない。総務省は、市町村が公立保育所の役割を果たせるようにどのような措置を講じているのかという質問をしましたら、当時の高市早苗総務大臣、こう答えているのです。三位一体の改革による税源移譲にあわせ、地方公共団体がみずからその責任に基づき設置することに鑑み、国庫補助金等が一般財源化され、全額が地方負担になっている。現在の公立保育所の施設整備は、この一般財源化に係る地方債や社会福祉施設整備事業の対象にしていると。具体的には、従来の国庫補助金の補助率が2分の1であったことから、事業費のうち50%

を一般財源化に係る地方債の対象とし、その元利償還については事業費補正により70%、単位費用により30%、合わせて100%地方交付税で措置する。それとともに、残りの50%のうち80%を社会福祉整備事業債の対象としている。一方では、国はこうやって財源措置をしているのだと言っているのです。

何か民間でなければだめだ、だめだと、この作文のほうはどうも先行しているような気がしているのですけれども、これは多分寝耳に水だと思うのですけれども、要するに地方交付税とか地財計画とか、そういうもので一定の補助をするのだと言っているのです、その辺も一遍調べてもらいたいと思うのです。これは、私も町の計画では、もう民間でなければだめなのだとということ一本やりで言っていましたので、どういうことなのかなということでも国会にも問い合わせ調べてみたら、こういう答弁だったのです。そういうことになると、町で保育の責任を負うということが、どうでもよくなってしまわないかと。

そこで、今度の第5保育所の話ですけれども、やっぱり補助金がないから今ある保育所を投げ出してしまおうというのは、いかにも町民レベル、その土地で愛してきた第5保育所をそういうふうに粗末に扱うのかなということで、違和感を感じませんか、皆さん。私は子供も第5保育所に通わせたこともあるので、そういうものかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 先ほどもおっしゃいましたが、交付税措置の関係、これについては町のほうでも試算はさせていただいております。運営費について、例えば第5保育所で試算いたしますと、もちろん公立運営においても交付税措置があります。年間で、第5保育所ですと民間にした場合には1,400万円ほど、交付税を加味しても安くなるという状況です。特に建設費なのですけれども、もちろん今保育所の国庫補助金が一般財源化になりまして、地方債の先ほどの元利償還金で今年度で70%見るというのも、これも計算をさせていただきまして、先日お示しいたしましたけれども、第4保育所を建設したときに全体で5億円ほどかかりました。あの年は、特別に県産材の補助金が1億2,500万円ついたので、町の負担は少なくなりました。それでも2億7,000万円ほど、民間に比べると負担が多くなるというような状況です。実質3億円ほど、交付税を加味しても、お金を借りて元利償還金を加味しても3億円ほど持ち出したと、民間であれば3,000万円の負担で建てられるというような状況なのです。

第5保育所をあの場所で、例えば存続できないかということなのですけれども、あれを公立で運営しますと、第3保育所のような建設方法が考えられるわけなのですけれども、第3保育所はあの当時で3億円近くかかっておりまして、あそこで建て直すとなりますと隣接地をまず買い上げて、そこで建て直すということになりますけれども、恐らく3億円か4億円ぐらいかかると思われます。財政的に苦しいから民間ということではなくて、やっぱり民間へのニーズもありまして、先ほども申し上げた土曜日

は一日見てくれますし、日曜日も預かってくれるところもあります。保護者の意見からいいますと、預かってくれるところはあるのだけれども、今日曜日預かってくれるのは1カ所しかなくて、自分の行っている保育所でできれば日曜日預かってもらいたいというようなご意見もあります。

また、民間では延長保育料がただで行っているというところもありまして、公立、民間、どちらがいかかというところは迷うところはあるのですけれども、民間でも十分なサービスが提供されているということで、近隣市町村でも民間のほうが公立よりも多い、新たな民間が出てきているというような状況ですので、公立だから悪いということではなくて、民間のサービスを生かしながら子育ての環境を整えていって、安心して子供を産み育てられるまちづくりを進めていくことが、選ぶべき道ではないかと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） その辺については、十分説明責任を果たしていくと。しっかり説明しないと、ある保育所をなくして違う保育所をつくってとか、手順がやっぱりちょっと複雑になりますので、反発も出るような気がするのです。

それともう一つは、第5保育所をつくる前に、南幼稚園に同規模の民間を誘致するわけですね、かなり大きいのができます。第5は斎田、板井方面ですけれども、南幼稚園は後箇ですかね、あそこは。それで、小規模保育所のかわりに90人規模の保育所を建設すると、最終的には。その上で、第5保育所を閉園するという事なのでしょうけれども、地域バランスというものがあると思うのです。だから、第5保育所のかわりが南幼稚園では、ちょっとあっちのほうに行ってしまったなという感じになると思うのですけれども、その辺の地域バランスもある程度考慮されていくつもりなのか、確認をしたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 現在町内には、保育所が認定こども園を含めまして9つあるわけです。幼稚園を除きまして、ざっと地域バランスを見てみますと、西部方面が手薄になっているという状況です。それぞれの保育所の立地条件とかありまして、今度の南幼稚園の跡地については、上陽からでも藤岡大胡線まっすぐ行けば、あそこの道将来的に広がりますので、右側にかなり近い状態だと思うのです。実際上陽地域から、私も上陽ですので、町内の保育所どのぐらい上陽から行っているのかなと見てみましたら、第2保育所以外は全て上陽の住所の方がいらっしゃいます。また、上之手とか板井、こちらの住所のある方は全部の保育所に通っているということです。

玉村町は、端から端まで20分ぐらいで行ける町ですので、多少ちょっと離れていても送れる距離にあるのかなと思います。地域バランスは、南幼稚園の跡地は地域バランスということではないのですけれども、その後につくる保育所については地域バランスを考えていきたいと考えておりまして、

西部方面がいいのかなと今のところは考えておりますけれども、今後検討して、設置場所についても推奨する地域ということで進めていきたいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 保育行政については以上で終わります。

次に、就学援助金なのですけれども、いろいろ心配してお尋ねしたところ、入学前の援助金については2月に支給すると、これは本当にありがとうございます。

それから、要綱もしっかりつくるということで、要綱は就学援助金については町でもできているのですけれども、伊勢崎市なんかでは、例えば生活保護収入基準の何割増しとかと、そういう計算式みたいのもつくっているようなのです。その辺については。

それともう一点、玉村町の就学援助金の状況は5%切っているのです。全国的に5%以上の市については、何かそれは異常があるのかなということで、国は何か指導ということもないけれども、伊勢崎市のほうでは話をしていましたけれども、その辺についてはどうなのでしょう。

◇議長（高橋茂樹君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 大堀泰弘君発言〕

◇学校教育課長（大堀泰弘君） 支給につきましては、生活保護基準に基づきまして支給をしております。その何割増しというのは、今現在ではしておりません。

それと、受給割合のパーセントですけれども、今現在4月の段階では3.6%となっております。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） その3.6%というのが、他の市町村に比べて非常に低いのです。よく言えば、玉村町に該当者が少ないからしょうがないだろうと言えばそれまでなのですが、何か支給基準に他市町村と違う厳しいものがあるのかなと心配してお尋ねしたのですけれども、全く心当たりないですか。

◇議長（高橋茂樹君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 大堀泰弘君発言〕

◇学校教育課長（大堀泰弘君） 支給基準につきましても、生活保護基準の1.1倍以内としておりますので、その基準については県内の市町村でも同様のところが多いかと思えます。ですので、特別何か厳しいという条件ではないと思えます。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） それから、8月の教育委員会で、民生委員の意見は特別に何かあるときだけ聞くというふうの方針転換されたということですが、私の一般質問でするときは、そんな

話全然知らなかったものですから、ほかの市町村はそんなことやっていないよと大分言われたものですから質問項目に加えたところなのですけれども、そういう流れにどんないきさつでなったのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 大堀泰弘君発言〕

◇学校教育課長（大堀泰弘君） 民生委員さんにつきましては、調書の作成をお願いしていました。それにつきましては、大分民生委員さんの負担になるということでその話は前々からありまして、その辺の改善を考えておりました。

こちらの宇津木議員の質問の中に、民生委員の証明とあるのですけれども、こちらにつきましては民生委員の調書ということで、そのような考えかと思いますが、民生委員の負担軽減と、あと申請者本人の負担軽減等をするため、原則民生委員とのかかわりはないということにしました。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 最後に、支給項目ですけれども、PTA会費と何かこの2つは伊勢崎市でやっているけれども、玉村町はやらないのだということで、その辺周辺市町村の状況というのは調べたことあるのでしょうか。ほかはこうやっているけれども、やっていないとかという、それに直接苦情を言う人というのはほとんどいないと思うので、私は議員なので代表して聞きますけれども。

◇議長（高橋茂樹君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 大堀泰弘君発言〕

◇学校教育課長（大堀泰弘君） 伊勢崎市で支給しておりますPTA会費、クラブ活動費、生徒会費につきましては、玉村町では支給していません。

民間団体の調査結果によりますと、群馬県内35市町村の中でPTA会費、クラブ活動費、生徒会費等を支給している自治体は9市町村であります。ですので、どちらかというと言っているように多いということですので、現状は今のところ見送っているような状況です。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） その辺の違いについては深くまた調べてもらって、他市町村でやっていることが玉村町でやれていないということで、子育てするなら玉村町ということでせっかく胸張ってやっているわけですから、ぜひ今後も研究していただきたいと思います。

以上で一般質問終わりにいたします。ありがとうございました。



○散 会

◇議長（高橋茂樹君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、明日9月5日水曜日は午前9時までに議場へご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後4時27分散会